

平成27年第1回八千代町議会定例会会議録（第3号）

平成27年3月16日（月曜日）午前9時00分開議

本日の出席議員

議長（10番）	水垣 正弘君	副議長（9番）	大久保 武君
1番	国府田利明君	2番	大里 岳史君
3番	廣瀬 賢一君	4番	大久保弘子君
5番	上野 政男君	6番	中山 勝三君
7番	生井 和巳君	8番	相沢 政信君
11番	小島 由久君	12番	宮本 直志君
14番	湯本 直君		

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	生井 光男君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	岡田 昭夫君
秘 書 課 長	谷中 聰君	総 務 課 長	浜名 進君
企画財政課長	青木 良夫君	税 務 課 長	野村 勇君
町 民 課 長	横島 広司君	福祉保健課長	相田 敏美君
生活環境課長	内山 博君	産業振興課長	青木 喜栄君
都市建設課長	上野 真一君	上下水道課長	柴森 米光君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	秋葉三佐男君	教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	水書 正義君
公 民 館 長 兼 生 涯 学 習 課 長	鈴木 一男君	給食センター 所 長	鈴木 忠君
総 務 課 長 補 佐	生井 好雄君	企 画 財 政 課 参 事	中村 弘君

議会事務局の出席者

議会事務局長 高野 実 主 査 小林 由実
主 任 外山 勝也

議長（水垣正弘君） 引き続きご参集をくださいます、まことにありがとうございます。
す。

ただいまの出席議員数は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、
これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第3号）

平成27年3月16日（月）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

議長（水垣正弘君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨
害する行為があった場合には退場を命じることがありますので、あらかじめご注意申し
上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮
影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。なお、携
帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願い申し上げます。

また、本日の会議におきましては、町広報係による写真撮影を許可いたしましたので、
ご了承願います。

日程第1 一般質問

議長（水垣正弘君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

順序に従いまして、質問を許します。

初めに、3番、廣瀬賢一議員の質問を許します。

（3番 廣瀬賢一君登壇）

3番（廣瀬賢一君） ただいま議長より通告による質問、私のほうから許可いただきましたので、させていただきます。

第1点目は、まずいじめ問題をお伺いしたいと思います。当町における今後の対策についてをお願いいたします。

先月発生した川崎における中学生1年生の殺害事件は、私たちに大きな衝撃を与えました。事件の内容については調査中であり、明らかにされていませんが、被害者、加害者どちらも未成年というショックを隠せません。それに対して、町ではこれからもいじめなどを問題にされています。さまざまな角度から取り組んでいきたいと思いますが、このような事件を踏まえ、今後どのような対策を考えているか、お願いいたします。

続いて、2点目、教育後援会費についてお伺いしたいと思います。各家庭の高齢化による教育後援会費の減少についてでありますけれども、小学校、中学校それぞれ教育後援会を組織しております。これは、次代を担う子どもたちの教育環境を整えるために、小学生、中学生がいるいないにかかわらず、各家庭からの寄附をいただいている現状であります。事業としては賛同できますが、内容からすると、本来なら公費負担すべきだと思います。負担が多くなるとは思います。また今後ひとり暮らしの高齢者などの会費負担が厳しい状況になるとは思います。このような現状を踏まえて、教育現場ではどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

石下町の松崎町長さんのときには、そいつをこう、根本的にやりまして、私が当選したら廃止というような形でやりまして当選したような経過がありますので、特に八千代町でも考えていきたいとします。

続いて、3点目でありますけれども、茨城新聞に掲載されましたが、八千代町まち・ひと・しごと創生本部が設置され、人口減少や地域活性化という大きな問題に取り組むということがありますが、具体的にどのような内容であるかをお伺いいたします。

続いて、4点目ではありますが、筑西幹線道路についてです。現在、進捗状況はどのようなことでしょうか。私も建設産業委員でありますので、特に4点目は強く言いませんけれども、ただいまの進捗状況をお願いいたします。

最初の1点目は教育長、2点目も教育長、3点目が企画財政課長、4点目は都市建設課長に質問をお願いいたします。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 高橋教育長。

(教育長 高橋 昇君登壇)

教育長(高橋 昇君) ただいま3番、廣瀬賢一議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、当町のいじめの認知件数でございますが、本年度2学期のアンケート調査によりますと、認知件数というのは、本人がいじめと感じたらもう認知ということで件数を出してもらっているのですが、小学校で86件、中学校19件、合計で105件ということでございます。内容は、冷やかしやからかい、悪口、仲間外れ、あるいは嫌なことをされる、物をねだられたり隠されるが主な内容です。これらの事実については、全ての学校で解消していると報告を受けております。

次に、いじめ問題の対策についてですが、これは教師を初めとする大人がいつ起こるかもしれないという意識を念頭に、日々の児童生徒を丁寧に観察し、小さなサインや変化を見逃すことなく危機感を持って、学校、家庭を併せて関係者が一致して協力することが大切であると考えております。

具体的な対処法としては、いじめを認知した際には、いじめられている児童生徒を支えるという意識と体制の整備構築、それから教師と子ども、子ども同士の信頼関係、いじめを許さない、傍観者にならない、そういう正義感や勇気を育てることも必要。児童生徒の主体的ないじめに関する話し合いやフォーラムの開催によるいじめを撲滅するための雰囲気づくり。さらに、先ほど申しましたが、家庭との連携強化、これを教育委員会もお願いしているわけでございます。

各学校では、年度当初にいじめに関する集会を開催し、いじめ撲滅宣言や学級ごとのいじめ対策ということで工夫しております。

町といたしましても、昨年12月に八千代町いじめ防止基本方針を策定したところでございます。いじめは人権問題であり、命の問題であります。今後も学校を初め関係者との連携を図って、安心感にあふれた学校を目指していきたい。そして、生徒一人一人が伸び伸びと生活できる環境づくりを教育委員会としても目指していきたいというふうに考えております。

2点目でございます。教育後援会費でございますが、教育後援会はそれぞれ小中学校に組織されており、会員は地区内居住者、保護者及び本会の趣旨に賛同する者等、学校ごとに会則により定められております。会費につきましても、年間1,800円から1,200円まで学校ごとにさまざまありますが、地区内の全戸からではなく、あくまでも会の趣旨に賛同いただいた方から納付いただいているようです。

後援会の運営につきましては、学校と地域が協力しながら活動しておりますので、直接的には教育委員会は関与しておりませんが、活動内容は学校から報告を受けております。そして、把握しております。特に最近は、高齢者の家庭、ひとり暮らし、そういう家庭が増加しておりますので、会費も減少しております。しかしながら、いただいた会費は貴重な財源でありますので、有効に学校で使っているというような報告もごございます。また、ひとり暮らし等無理な家庭についてはお願いしないということにもなっております。

教育後援会は、学校教育振興発展に大きく寄与するものでありますので、今後とも趣旨をご理解の上、ご協力いただけるようお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（水垣正弘君） 企画財政課長。

（企画財政課長 青木良夫君登壇）

企画財政課長（青木良夫君） 3番、廣瀬賢一議員の一般質問にお答えいたします。

八千代町まち・ひと・しごと創生本部につきましては、先日町長より行政諸般事項の中でも報告させていただいたとおり、昨年11月28日に、まち・ひと・しごと創生法が公布されたことに伴いまして、国におきましては12月に創生本部が設置され、国と地方が総力を挙げて、人口減少や地域の活性化の課題に対し、施策を展開していくことになりました。これを受け、町としましては、全庁的な推進を図るため、国、県の推進体制に倣い、町長を本部長に、副町長を副本部長に、以下教育長及び全課長等、総勢19名により創生本部を3月2日に立ち上げ、合わせまして設置要綱を整備いたしました。創生本部では、今後立ち上げる予定の有識者メンバーによります推進組織、八千代町まち・ひと・しごと創生戦略会議とともに、総合戦略の策定から事業の評価、検証に至るまで、各創生関連の事業に対し、総合的にかかわっていくこととなります。当面は、平成26年度補正予算で先行的に措置し、繰り越しにより平成27年度に実施していきます人口ビジョンと総合戦略の策定、あるいは国が推奨するプレミアム商品券の発行、子育て支援、定住促進、観光振興関連の事業の検証等が主な取り組みになるかと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

議長（水垣正弘君） 都市建設課長。

（都市建設課長 上野真一君登壇）

都市建設課長（上野真一君） 3番、廣瀬賢一議員のご質問にお答えいたします。

筑西幹線道路整備事業八千代町区間2.8キロメートルにつきましては、平成23年度に事業着手いたしました。県におきまして、道路予備設計、路線測量等を行い、平成24年度に用地測量、道路構造物等を含めた道路詳細設計を実施いたしました。平成25年度には、土地鑑定評価、家屋工作物の補償物件算定評価を実施し、用地交渉を実施いたしました。平成26年度は、家屋補償と用地交渉を進めているところでございます。現在までの県の用地交渉の進捗状況であります。地権者53名から約6万3,000平米の用地買収契約の締結をしたところでありまして、茨城県分の用地買収計画面積の約82%に当たります。

また、町におきましては、平成25年、26年度に用地交渉を進めてまいりました。町の用地交渉の進捗状況でございますが、地権者10名から約3,810平米の用地買収契約の締結をいたしました。併せまして、地権者2名の方と家屋工作物等の補償物件移転の契約締結をしたところでありまして、町の用地買収計画面積の約63%に当たります。

平成27年度の事業計画であります。県においては引き続き用地買収を進めるとともに、平成26年度に予定をしておりました山川沼土地改良区内の用排水路つけかえ工事が山川沼土地改良区との協議調整のおくれによりまして実施できなかった。このため、27年度に実施する予定であるとのことでございます。

また、町においては、引き続き用地買収を進める予定であり、町が施工する工事については、現在のところ、平成29年度以降になる見込みでございます。

筑西幹線道路は、県西地域と県央地域との交流の促進や地域の産業振興に大きく寄与する重要な路線でありますので、県と連携を図りながら事業推進に鋭意努力してまいります。今後とも議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上です。

議長（水垣正弘君） 再質問はありませんか。

3番、廣瀬賢一議員。

（3番 廣瀬賢一君登壇）

3番（廣瀬賢一君） ただいまについての再質問をしたいと思います。

第1点目ですけれども、確かに川崎のような事件があつてからでは遅いと思いますので、特に実際に一人一人の、小学生が86人、中学生が19人とされておりまして、そういう中でも細かい点についてはぜひ明確にやっていかないと、起きてからでは遅いと思いますので、要望として第1点目はお願いしたいと思います。

そして、あと第2点目ですが、教育後援会費なのですけれども、特にこれは実際、先

ほども言いましたように、石下町の松崎町長さんがなったときは公約でなったような感じでありますので、実際に教育後援会費だけではなくて、安全協会とか消防とかいろいろありますけれども、中結城小学校あたりでは特に、備品ではないかと思うのですけれども、カーテンなんかも教育後援会費から出しておりますので、そういう点もよく検討しながら、ではなぜそうなったかという、町では予算がない。予算がないでは済まないと思いますので、ぜひこれからも今後的に特に考えていっていただきたいと思います。ですから、特に教育後援会費については、私は反対でありますので、もう一度教育長に再質問をお願いしたいと思います。

そして、3点目でありますけれども、まちのやつでありますけれども、これが商工会あたりでプレミアム商品券とかと商工会の理事会でも聞いておりますので、こういう点もこれから前向きな考えをしていただければいいと思いますので、これも再質問はいたしません。

そして、あと筑西幹線道路でありますけれども、筑西幹線道路が最初は29年あたりで終わりかなと思ったのですけれども、何か知らないけれども、最終的には29年あたりが最後の用地交渉だとちょっと述べましたけれども、最初に言ったのと県の予算はどういうふうに違うのかなと思いますので、これからも、何しろ地権者の方がどこでいつ交渉してくれるのかなと思っておりますので、そういう点もこれから前向きに考えていきたいと思います。これは再質問いたしません。

2番目のだけ教育長にもう一度再質問したいと思います。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 教育長。

（教育長 高橋 昇君登壇）

教育長（高橋 昇君） 3番、廣瀬議員の再質問にお答えいたします。

各学校の事情を十分捉えながら、そして教育委員会と相談しながら調整していきたいと思っております。

以上です。

議長（水垣正弘君） 最後に、再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 以上で3番、廣瀬賢一議員の質問を終わります。

次に、4番、大久保弘子議員の質問を許します。

4番、大久保弘子議員。

(4番 大久保弘子君登壇)

4番(大久保弘子君) ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に沿って質問をさせていただきますと思います。

まず初めに、国保についてですが、1つ目に、国保税の引き下げについてお伺いをいたします。今住民の負担能力をはるかに超える国保税が全国各地で大問題となっております。当町では、平成25年度10月末現在で1人当たり年9万7,873円、それから世帯当たりで21万3,703円となっており、県内1人当たり9番目、世帯当たりでは4番目に高い国保税となっております。高過ぎて払い切れないというのが多くの町民の皆さんの声です。国保税の高騰の原因は、国庫支出金の割合の半減と加入者の貧困化にあります。加入者が貧困化する中で保険税の高騰は、当然のごとく、滞納を激増させます。こうして国保が財政難、保険税の引き上げ、滞納者増、財政難という悪循環を抜け出せなくなったのです。

そこで、1つ、質問に移ります。26年度の滞納者数、短期被保険者数及び資格証明書発行数は何人ですか。

2つ目に、国の2015年度予算案に、低所得者対策強化のため、保険税の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体の財政支援を拡充するとして1,664億円、国2、県1、市町村1の割合で組まれています。県予算案には17億9,600万円計上されています。町の支援金はどうか、お聞きいたします。

3つ目です。また、2015年度から国保のレセプト処理が全ての市町村が共同で都道府県ごとにつくっている国保連合会に移るという大きな制度改定が実施に移され、国保の財政運営主体も都道府県単位に移すとして、都道府県調整交付金で多くの自治体が影響を少なくする調整が行われ、国保税の引き下げが可能となっております。京都市では、2015年度から加入世帯の9割が対象となり、1人当たり年間平均2,532円、4人家族で約1万円の引き下げを発表しました。当町におかれましても引き下げの実施を求めます。

また、当町には、構造改革路線で予算を削りに削って、平成20年度から26年度末まで2倍以上の財政調整基金9億円が見込まれております。命や暮らし最優先に、この基金は使うべきではないでしょうか。基金も取り崩して引き下げに使うべきです。26年度末で国保世帯数は4,360世帯です。5,000万円あれば1世帯1万円の引き下げが可能です。国保税のさらなる引き下げを可能にすることができるのではないのでしょうか。いかがで

すか。

大きく2番、国保の広域化についてお尋ねいたします。安倍政権は、2015年の通常国会に、市町村国保を都道府県単位化する法案を提出し、国は急ピッチで具体化されようとしています。低所得者なのに保険税が高い。国保の構造的矛盾が深刻化しています。依然として資格証明書と短期保険証合わせて正規の保険証のない世帯が全国では約150万世帯という状況です。収納率向上の取り組み強化を求める厚労省の通達で、強権的な制裁が進められています。年金生活者や失業者など低所得者が多く加入している国保は、相当額の国庫負担なしに維持できないことは、かつて政府も認めていました。

そこで、2015年度から厚労省が進めようとしている広域化、都道府県単位化とはどういふものなのか。そして、窓口業務にはどう影響するのか。

また、今後保険料の引き上げ額はどのくらいとなる予想なのか、お聞きいたします。

第2番目の大きな2番目、介護保険について、介護保険料の引き下げについてまずお尋ねいたします。政府は、2015年度から消費税増税で得られた財源の一部を使い、65歳以上の介護保険料、第1号保険料の低所得者軽減を行うとしていました。2015年4月から実施の保険料改正では、所得段階別区分が6段階だったものが改正後は9段階に分けられ、基準額が5,100円と、改正前より月額700円の基準額の値上げです。これは所得により9段階に分けられておりまして、最高では二千数十円の値上げになります。低所得者に対しても、生活保護の受給者から本人非課税かつ本人年金収入額が80万円以下の者までが5段階に分けられ、いずれも改正前より月額190円から350円の値上げ、6段階以上9段階までは月額620円から2,070円まで段階に応じて値上がりになっており、全体として大幅な引き上げになっております。保険料の年金天引きで、残りの支援金では医者にかかりたくてもかかれない、介護施設へ入所したくても高過ぎて入れない、介護報酬の引き下げで介護従事者も十分に確保できないなど、多くの皆さんの声です。

そこで、今回当町の介護給付費準備基金の取り崩しによる第6期保険料の軽減は、資料によりますと、171円分、3,500万円となっています。26年度末の準備基金は、25年度と合わせて7,000万円の見込みと思われませんが、いかがですか。

準備基金は全額崩すのが基本的考えと、会計検査院法に基づく報告が国会及び内閣に出されております。平成20年度末付です。ちなみに、平成24年度はゼロになっております。さらに、当町におかれましても、基金の取り崩しをふやして保険料の引き下げを求めますが、いかがですか。

次に、介護保険新総合事業についてお伺いいたします。安倍政権による新総合事業は、2015年4月から順次地域支援事業に移行する中身になっています。要支援者の訪問介護、通所介護を保険給付から外し、市町村が実施している事業に移すとしています。地域支援事業者の介護予防事業に要支援者の訪問、通所介護の代替サービスを加え、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に改変するというものです。

そこで、新総合事業に伴い、現行のサービス利用内容が大きく変わると思われますが、その違いをお聞かせください。

そして、政府のガイドライン案では、要支援者の多くは、食事、排せつなどの日常生活行為は自立しているとし、掃除や買い物など生活行為に困難があるのは動機づけや周囲の働きかけの問題であるとして、掃除であれば掃除機からほうきやモップにかえる、買い物であればかごつき歩行車を活用するなど改善できるとし、要支援者の自立意欲の向上を図るべきと呼びかけています。しかし、高齢者が要支援状態に至る原因は、病気、けが、障害、認知症などさまざまです。意欲さえあれば困難はなくなると決めつけるのはいかがなものでしょうか。要支援者へのサービスを非専門職の支援に置きかえる制度改変には、要支援者の状態悪化を招き、重度化による可能性があるのではないのでしょうか。

次に、大きな3番目、中央地区の公園予定地の整備及び危険箇所の点検、整備についてお伺いいたします。1つは、今、中央地区区画整理事業が進められておりますが、事業が始まってから二十数年がたちます。中央地区のほぼ中心に位置します公園予定地は、その間ずっとそのままの状態になっております。周辺には、樹木を伐採したもの、工事後の残骸や工具など雑然と置かれています。現在土地改良区の事務所がありますが、契約はどうなっているのか、お聞きいたします。

区画整理事業により、多くのところは道路で区切られ、子どもたちが安心して遊べるスペースがありません。地元の皆さんのかねてからの願いでもあります。フェンスや敷地の整備だけでも、自然と親子が集まり、交流の場ともなるのではないのでしょうか。フェンスや整備にかかる費用は、おおよそ概算でどのくらいになりますか、お聞きいたします。

2番目に、区画整理事業により、道路が縦横に走り、非常に危険箇所がふえております。事故もふえております。先日も役場北側において事故が発生しました。保健センター北側でもアパートや住宅がふえ、交通量も多くなり、通学、通勤時間など非常に危険

です。危険箇所の点検とともに、表示やカーブミラーなどの設置を求めますが、いかがでしょうか。

大きな4番目に移らせていただきます。農協改革についてお伺いいたします。国政の問題でもあるかもしれませんが、これは八千代町にとっても非常に大事な問題です。

安倍政権が進める農協改革が大きな問題になっています。農協は、農家を主体とした労働組合です。改革すべき問題があれば、主人公である組合員や地域の単位農協を中心に、自主的に行うべきです。しかし、政府が昨年6月に示した農協改革案は、農協関係者などの意見を無視し、規制改革会議などの財界側委員の提案を一方向的に採用したものです。今行われている農協法改正案の取りまとめも、現場の疑問や批判にまともに答えられないまま強行しようとしています。本来の協同組合の改革とは、およそ無縁です。安倍首相は、中央会は単位農協の自由な活動を阻んでいる。わき役に徹すべきだなどと攻撃し、中央会の廃止、農協法からの削除などを迫っています。95%の農協組合長が、中央会が単位農協の自由を奪っているとは思わない、日本農業新聞アンケート、1月29日付、と答えています。中央会廃止論は、現場の意見とは正反対です。単協に対する全中の監査権限を取り上げ、公認会計士に委ねられれば、全中の弱体化は避けられません。農協の事業、運動の全国的な連携が困難になり、農業者の要望を国政に反映させる運動も難しくなります。単協から信用、共済事業を分離し、農林中央金庫に移管する方針は、農村の金融市場を狙う銀行、保険業界、またTPP交渉でアメリカの保険、金融業界が繰り返し求めてきたことです。農協の自由を拡大し、強い農協をつくり、農家の所得をふやすと政府は強調しますが、実際にもたらされるのは逆で、大多数の農協は、信用、共済事業の収益で、営農指導を初め販売事業の赤字を補い、経営を維持しています。多くが経営難に追い込まれて、販売事業なども成り立たなくなります。信用、共済部門をアメリカの指示で営利企業にするのが狙い。先にあるものはTPP、農協がばらばらになる組織の弱体化が狙い。農地はあっても農家なくなるなど、農協関係者は非常に困惑しております。農家の営農や暮らし、地域農業を守るため、頑張っている農協をつぶすのではなく自主的努力を応援するのが大切ではないでしょうか。町長のお考えをお聞きいたします。

以上、一般質問を終わらせていただきます。

議長（水垣正弘君） 町民課長。

（町民課長 横島広司君登壇）

町民課長（横島広司君） 4番、大久保議員の一般質問にお答えいたします。

1つ目は、国保税の引き下げについてのご質問でございます。国保特別会計は、本来被保険者から納められる国保税を基本とし、保険基盤安定制度、財政安定化支援事業、出産育児一時金、保健事業及び事務費の経費に対する国、県の補助金や交付金と、その裏負担である一般会計からの繰入金、これを法定内繰入金と申しますが、これにより運営されるものでございます。しかし、八千代町の国保財政は、当初予算関係資料にもございますように、医療費はここ数年、約1万円ずつ増加していますが、それに反比例して国保税の調定額は被保険者の減少や高齢化による年金生活者の増加などにより年々減少しております。そのため、当町は被保険者の制度に対する理解を得て、平成25年度の収納率は約93%と県内でも高い水準であり、また平成26年度においては、1月時点で現年度分において県内1位となっているにもかかわらず、慢性的な財源不足の状態に陥っております。これを解決するためには、本来であれば国保税の引き上げにより対応すべきところでございますが、町長や企画財政課からの理解を得て一般会計からの繰入金、これを法定外繰入金と申しますが、それにより何とか被保険者の医療費などを支払うことができているということが現状でございます。この法定外繰入金は、平成23年度が約7,000万円でありましたが、平成26年度は約1億4,000万円と倍増しており、町財政にとって非常に重い負担となっております。

なお、この法定外繰入金につきましては、被用者保険は財源が不足した場合、積立金の取り崩しか保険料の引き上げによって対応するしか選択肢がないのだから、国保についても保険料で賄うことを最優先すべきであると、厚労省の諮問機関である社会保障審議会医療保険部会による指摘もあり、県の検査においても当町の法定外繰入金は多過ぎると指摘を受けているところでございます。また、その他の社会保険に加入している町民にとっては、税金は社会資本の整備や福祉、教育などに使われるものが国保にも充当されているということになり、二重の負担を強いられているのではないかとの不公平感を抱かせるものとなっております。このようなことから、国保税の引き下げは現実的ではないと申し上げざるを得ないのでございます。

国保被保険者のためには、今後も一般会計からの法定外繰入金に依存していかざるを得ない状況であります。財政難である町の負担を軽減するため、より一層病気の早期発見や予防のための特定健診や人間ドック検診を推進するとともに、多重受診のチェックを強化するなどによって医療費の抑制を図り、また国保税の収納率がより向上するよ

う努力していくことにより、保険税額について何とか現在の水準を維持できるよう、今後も要望していきたいと考えております。

その他お尋ねの件でございますが、1つ目の国保税の滞納者数につきましては、現年度分はまだ流動的でございますので、滞納繰り越し分で八千代町に在住の方について申し上げます。3月9日現在で409世帯であり、うち外国人は22世帯でございます。

2つ目の短期証等の交付件数につきましては、平成26年6月時点で、納税相談時に納付確約をして、それを履行している者などへの短期被保険者証の交付数は208世帯、納付確約をしながら、それを履行しなかった世帯などへの被保険者資格証書交付数は7件でございます。

3点目、平成27年度から実施されることになりました約1,700億円の公費負担につきましては、低所得者に対する保険料を軽減するための保険基盤安定制度への財政支援であり、市町村における低所得者数によって金額が決まるということですが、現時点で当町に対してどのくらい配分されるかは未定であり、補正予算により対応することになります。

4点目の財政調整基金につきましては、当町においても条例を制定し、その用途を明確にしております。年度によって生じる財政の不均衡を調整するために、財源に余裕のある年度に積み立てておくもので、経済不況等による大幅な税収減によって収入が不足したり、災害による多額の経費の支出が必要となるなど不測の事態のもので、それ切り崩して国保の財源とすることはできない性質のものだということでございます。

続きまして、国保の広域化についてでございますが、この問題の背景につきましては、国保税収が減少しているにもかかわらず、医療技術等の高度化等により医療費が増加し続けているため、国保財政は逼迫し、市町村の一般会計からの法定外繰入金により維持できている状況でありましたが、市町村財政も厳しい状況下にあり、このままでは近い将来国保財政が破綻に追い込まれるという危機感があったということでございます。例えば法定外繰入金は、平成25年度において全市町村国保で3,554億円に膨らんでおります。また、現年度の予算が不足し、医療機関に支払うことが困難となり、やむなく次年度の予算を繰り上げ充当しているという市町村もあり、茨城県においても水戸市を含め3市町が該当している状況でございます。

そのような状況を打開すべく、持続可能な国保制度を構築するために、厚労省の諮問機関である社会保障審議会医療保険部会あるいは厚労省、全国知事会、全国市長会、全

国市町村会によって組織された国保基盤強化協議会において国保の広域化が議論されてまいりました。そして、今年になって国が平成29年度以降、毎年約3,400億円を投入して国保の財政基盤を強化するとの方針を打ち出したことにより、ようやく改革案がまとまり、1年先送りにされましたが、平成30年度から実施されることになったというところでございます。

その概要について申し上げます。1つ目、都道府県と市町村が共同保険者となる。

2つ目、都道府県は、安定的な財政運営、事業の健全運営についての中心的役割を果たす。具体的には、国保運営方針を策定し、市町村事務の標準化、効率化、医療費の適正化を推進する。また、市町村ごとに納付金を決定する一方で、市町村ごとの標準保険料率を算定、公表する。

3つ目、市町村は、資格の取得喪失、保険税の賦課徴収、保健事業などを実施する。

4点目、都道府県と市町村は、それぞれ特別会計を設置し、国保運営協議会を置く。

5つ目、都道府県は、財政安定化基金を設け、保険税の収納が不足する市町村に資金を貸し付ける、このようなことでございます。

なお、制度設計や運用の具体化に向けて、引き続き協議が続けられていくというところでございます。

そこで、もし県の保険税が統一された場合の八千代町の1人当たりの保険税額はどうかということですが、平成24年度の市町村保険税をもとに算出した県の資料がありますので、申し上げます。これは介護納付金を除いたものですが、県平均保険税額は8万2,093円で、八千代町の保険税額は8万8,762円ですので、6,669円の引き下げになります。もう一つは、一般会計からの法定外繰入金や次年度の繰り上げ充当を行わないことで算出したものですが、その県平均保険税額は9万5,359円になり、八千代町は8万8,762円ですので、6,697円の値上げとなります。なお、この場合、保険税額が引き下げられるのは、境町、河内町、五霞町のみでございます。

今回の広域化では、県が算定する標準保険料率は市町村ごとであり、また財政基盤強化のために公費が投入されることになったため、八千代町の保険税額は今の段階でどのように算定されるかはわかりませんが、今後の協議過程でそれが徐々に明らかになってくると思いますので、注視していきたいと思っております。

そして、もし保険税が現在より高くなるような場合、被保険者の経費負担のため、町の一般会計から支援していただけるよう要望していく考えでございます。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） 4番、大久保議員の一般質問にお答えいたします。

介護保険について、保険料の引き下げについてでございますが、まず介護保険制度の財源は、公費と保険料となっております。介護給付費の財源は、公費が50%、65歳以上の第1号被保険者及び40歳以上65歳未満の第2号被保険者の保険料が50%となっております。地域支援事業の財源も公費と保険料で賄われていますが、介護予防事業については介護給付費と同様の財源構成であり、それ以外の包括的支援事業、任意事業では、第2号被保険者負担分に公費が充てられております。この介護給付費及び地域支援事業費のうち22%を負担する1号被保険者の保険料を、厚生労働省から配布されました介護保険事業計画用ワークシートを活用し、算定をしております。ワークシートの推計による第6期介護保険事業計画期間、平成27年から29年度における介護保険料の基準額は、月額で5,100円となりました。第5期介護保険事業計画期間の基準額は4,400円でしたので、700円の引き上げとなっております。

そこで、保険料の引き下げをとということでございますが、第6期における介護保険料を算定するに当たっては、その基本的な考え方は国の方針により、法令や制令に準拠した算出を行うこととなり、その中で町の一般財源による負担も決められております。保険料算定に影響を与える全国的な制度上の変更としては、第1号被保険者及び第2号被保険者の負担率、第1号介護保険料標準段階の見直し、一定以上所得のある第1号被保険者の利用者負担の引き上げや第1号介護保険料の公費による保険料軽減の強化等がございます。これらは全て保険料上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高め、費用負担の公平化を図ったものでございます。

また、本町における介護保険料に影響を与える要因としては、第1号被保険者数の増加、認定者数の増加や総給付費の伸び、特に施設サービス給付費の伸びや介護給付費準備基金の取り崩し等があります。その中で、第6期においては、介護給付費準備基金3,500万円を取り崩すことにより、保険料の上昇を171円抑制しております。給付費の見込みでございますが、給付費はあくまで見込みでございます。そのことを踏まえまして、基金の取り崩しにつきましても、7,000万円前後ではなくて3,500万円としたところでございます。これは、基金の適正な水準を維持するためにも必要でありますし、給付があ

くまで見込みということもございますので、以上のような算定基準によりまして算出した保険料でありますので、保険料の引き下げは制度上困難であると思われま

次に、介護保険新総合事業についてでございますが、平成26年6月に国において成立した医療介護総合確保推進法に基づき実施されるものでございます。地域包括ケアシステムの構築のため、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）は、要支援者の多様なニーズに、要支援者の能力を最大限生かしつつ、多様なサービスを提供する仕組みとなっております。生活支援の充実、高齢者の社会参加、地域支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本に、要支援者に対する効果的かつ効率的な支援などを可能とすることを目指すものでございます。

新しい総合事業における対象者は、現行の要支援者に相当する者であります。サービス事業において、サービス利用に至る流れとして、要支援認定を受け、介護予防ケアマネジメントを受ける流れのほかに、基本チェックリストを用いた簡易な形でまず対象者を判断し、介護予防ケアマネジメントを通じて必要なサービスにつなげる流れも設けることとされております。基本チェックリストは、従来の2次予防事業対象者の把握事業のように配布するだけでなく、支援が必要だと町、地域包括支援センターに相談に来た方に対して、基本チェックリストの質問項目と併せ、利用者本人の状況やサービス利用の意向を聞き取った上で、簡便にサービスにつなぐために実施するものであります。

サービスの類型については、要支援者などの多様な生活支援ニーズに対して、総合事業により多様なサービスを提供していくため、その地域の実情に応じて、総合事業によるサービスを類型化して、それに合わせた基準や単価を定めることが必要であります。例えば現行の介護予防訪問介護に相当するサービスや現行の介護予防通所介護に相当するサービスの基準については、厚生労働省で定める基準により、指定を受けた既存の事業者をみなし指定することによりサービスを提供していただくことも考えられます。そのような専門的サービスの単価については、国が平成27年度介護報酬改定により定める予防給付の単価の上限を踏まえ定めることとされています。

その一方で、サービス事業においては、総合事業の趣旨を実現するため、市町村が中心となりまして、住民主体の支援等の多様なサービス提供体制を整備する必要があります。そのサービスの充実には、一定の時間がかかること、総合事業への円滑な移行のための準備期間が必要なことなどを踏まえまして、条例において、その実施を平成29年4

月まで猶予することが可能となっております。本町においても、事業実施の猶予に関して条例において、平成29年4月を事業開始日とし、それまでの間に近隣の市町村の状況や県の協力も得ながら、新しい総合事業の趣旨を踏まえて、町民の方によりよいサービス提供のため、介護予防ケアマネジメントなどにより、円滑に移行できるよう計画的に準備を進めてまいりたいと考えております。

議長（水垣正弘君） 都市建設課長。

（都市建設課長 上野真一君登壇）

都市建設課長（上野真一君） 4番、大久保弘子議員のご質問にお答えいたします。

中央地区公園と付近の整備についてというご質問でございますが、ご質問にある中央地区公園とは、中央土地区画整理事業地内にある街区公園でありまして、この街区公園は市街地内の公園であり、半径250メートル程度の街区に居住する人々が利用する2,500平方メートルを標準として配置する公園であります。第1工区では5カ所、1号街区公園から5号街区公園まで総面積で1万3,700平方メートルございます。第2工区では2カ所、1号街区公園及び2号街区公園で総面積が6,100平方メートルを整備する計画となっております。これら7カ所の街区公園の現在の状況であります。第1工区では1号公園から3号公園までは整地工事が完了し、フェンス工事及び植栽等を実施してございます。4号公園、5号公園及び第2工区の2つの公園につきましては、まだ整地工事が完了していない状況であります。また、公衆トイレや水道、遊具、ベンチ、園路等を整備した公園は、まだございません。

ご質問の公園は、第1工区の4号街区公園でありまして、八千代土地改良区が一部事務所用地として使用しているところでございます。八千代土地改良区との契約につきましては、事務所建物及び一部駐車場ということで、平成18年の2月14日から1年更新ということで、毎年更新をしている状況でございます。また、4号街区公園の整地工事につきましては、7,000平米ほどありまして、土とり、盛り土、整地等をしますと、概算になってしまいますが、600万円程度、また外周フェンスにつきましても、7,000平米の外周ということで、概算でございますけれども、300万円程度は必要と思われれます。

公園整備につきましては、現段階では街区公園内にどのような施設を設置、配置するかは未計画でございます。限られた財源の中で効率的に区画整理事業を進めていくために、保留地販売等を促進し、財源確保に努めているところですが、公園整備については今後の検討課題でありますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

次に、付近の道路整備状況についてでございますが、現在八千代土地改良区事務所の
ある4号街区公園の南側を東西に走る12メートル幅員の都市計画道路3—5—5東原高
野線の築造が進み、昨年度、公園東側を南北に走る9メートル幅員の区画道9—4号の
工事が完了し、供用開始いたしました。また、今年度は公園東からゆたか食堂北側に走
る幅員6メートルの区画道6—37号の工事が完了し、供用を開始いたしました。27年度
には、都市計画道路7—5—1宿南西根曾線の未整備区間でありますゆたか食堂東側の
延長約120メートル、幅員12メートルの工事を予定してございます。都市計画道路が整備
され、近隣には売却した保留地を含めて住宅の新築が相次ぎ、民間アパート等も完成し
ていることから、居住する住民が増加し、利便性が向上しているものと思われま

す。また、交通量が増加し、事故の危険が高まりますので、一時停止等の規制標識や道路
に標示する「止まれ」等の規制表示については、管轄の下妻警察署を通して設置者であ
ります茨城県公安委員会に対し、平成25年8月及び平成26年3月に併せて4カ所の設置
要望をしているところであります。このうち、平成25年8月申請分につきましては、申
請時点での交通量がまだ少ないとの理由により未整備でありましたが、再度現地調査を
お願いしたところであります。平成26年3月申請分につきましては、今回下妻警察署に
確認をしましたところ、警察署から県の公安委員会に上申中との回答でありますので、
再度早急に対応くださるようお願いしたところでございます。

また、カーブミラーの設置につきましては、町総務課が主管となりますので、地元区
長さんとも協議しながら、見通しの悪いカーブや交差点等危険箇所を把握していきたい
と思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上、答弁といたします。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 4番、大久保議員の質問にお答えいたします。

介護保険料についてでございますが、担当課長の答弁のとおり、社会保険方式をとる
介護保険制度は、サービス提供量や給付費が増加すると、それに伴って保険料も上昇す
る仕組みでございます。

また、介護保険新総合事業については、準備期間を設け、要支援者の状況等を踏まえ、
地域のつながりを維持しながら、自立意欲の向上につなげていけるように努めてまいり
ますので、ご理解のほどよろしくお願したいと思っております。

続きまして、農協改革についてのご質問でございますが、今回国における大きな農協改革が打ち出されております。これまで農協が地域で担ってきた役割については、農業関連の分野だけではありません。雇用機会の創出や金融機能の提供といった生活インフラの分野であったり、食料品、日用品を提供するスーパーやガソリンスタンドといった地域におけるセーフティーネット機能の役割を果たしてきました。これまで町とJAが行経一体となり、農業の振興を推進してきた経緯があります。今後とも、町の基幹産業である農業の発展のためにはJAが重要なパートナーであると考えておりますので、国の動向を注視しながら、農業者の所得向上、経営安定への取り組みを推進してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

議長（水垣正弘君） 再質問はありませんか。

4番、大久保弘子議員。

（4番 大久保弘子君登壇）

4番（大久保弘子君） 議長より許可をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

まず、国保の引き下げについてですが、先ほど答弁をいただきました。経営所得者対策強化のための保険税の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体の財政支援を拡充するとして国の予算が組まれております。これについて先ほど未定とお答えになりましたが、今後補正予算で対応するとなっております。ぜひこの支援金、補正予算で対応して、引き下げにつなげていただきたいと思いますと思っております。

さらに、時間がありませんが、国保の広域化についてですが、結局、先ほどお話のように、値下げになるのは3町のみ、値上げがほとんどの市町村ということになります。広域化によって財政難の自治体が集まることになっても改善はされないのではないかと私は思います。

そして、先ほどの共同安定化事業、その都道府県化の第1段階と思われる今回の八千代町の予算の中に、国保会計の中から拠出金があります。昨年度より5億6,100万202円多い9億6,851万9,000円に歳出されるようになっております。それは、今回国保の広域化の1段階とみなしてよろしいでしょうか。財源から拠出をしているということですが、1件30万円のレセプト、それが2015年度から1件1円以上となるというふうになっておりますが、その辺のところ、第1段階として広域化へ向けての都道府県化に対する拠出というふうになっているのでしょうか、そのところをお聞きいたします。

さらに、介護保険ですが、先ほど介護保険の引き下げについてお願いいたしました。準備基金は全額崩すのが基本的な考えと、会計検査院法に基づく報告が出されております。それで、23年の末だと思うのですが、結局基金を取り崩したことによって保険料が低く抑えられてきました。しかし、その後24年度から引き上げになったのですかね。皆さんの保険料が高くならずに済むわけです。今回は3,500万円を基金から取り崩しということになっておりますが、7,000万円が国にありまして、その半分しか取り崩していません。さらに取り崩しをして、保険料の引き下げをするべきではないでしょうか。

また、介護保険の新総合事業なのですけれども、今までの申請の仕方、それがかなり大きく変わるのだと思います。例えば今まで利用者が窓口で相談して、要介護認定申請をしました。しかし、今回新しい制度におきましては、利用者が市町村の窓口で相談して、そこでチェックリストという、そういう一つのガイドラインがありまして、それによってチェックされて、支援者がさらにさらに細かく分けられていって、結局は要支援者が非該当とか介護予防ケアマネジメントなどを通して総合事業のこれまでのさらには引き下げられ、ボランティアやNPOのそういうふうに変わるのだと思いますが、これによって介護利用者が今までよりも厳しい条件になるのではないかとということをお尋ねいたしまして、そして最後に町長が農協についての答弁をいただきましたが、町の基幹産業であります農家をしっかりと大切に、これから取り組んでいただきたいと思っております。

ありがとうございました。

議長（水垣正弘君） 町民課長、時間がありませんので、簡潔に答弁願います。

（町民課長 横島広司君登壇）

町民課長（横島広司君） 再質問にお答えします。

1つ目は、国保税の引き上げについてでございます。先ほど大久保議員言われました県平均が引き上がると。あれは現時点の話でございますので、公費が投入された場合は、ちょっとそれはまだ想定できないということで、たしか広域化の中で申し上げたいと思います。

あとは、1,700億円の公費負担につきまして、低所得層の負担軽減ということでございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、法定外繰入金、これも今年予算の中で約1億4,000万円を見込んでおります。最終的にはもっと多くなるかと思いません。そういうことですので、今後町負担が多くなるということで、それがどれだけ来る

かわからないということで、それは来たときに対応するという形になるかと思います。

また、共同事業につきましては、これは今まで茨城県の全市町村が加盟して行っておりまして、高額医療に対する補助制度みたいなものです。それで、多く払う市町村に対しては、その積立金を多く支出してやろうと。1レセプト30万円から全レセプトということになったわけなのですが、先ほど大久保議員が申しあげましたように、明確にはなっていませんが、私の心得としては広域化を見越した話もあるのではないかと考えております。

以上です。

議長（水垣正弘君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） 4番、大久保議員の再質問にお答えをいたします。

介護保険料の引き下げでございますが、基金を取り崩して引き下げをすべきではないかということでございますが、先ほどの保険料の推計を出します中で、施設サービス費の部分が伸び率が見込まれるということでございます。実は、少し詳しく言いますと、特別養護老人ホームなどが今まで50床だった錦荘などが70床になっていくとか、それから老人保健施設、そういうものの計画等もございますので、十分推定はしているのですが、やはり給付費の伸び等の部分もございます。それと、この取り崩し、もしそれ以上の給付費が出た場合には財源がなくなってしまうということもございますので、そういう意味で基金の適正な水準を保ちたいということでございます。

それから、新総合事業の中で利用者のサービスの引き下げになるのではないかということでございますが、これはいろいろなサービスを用意していくということでございまして、サービスの引き下げになるようなことではなくて、より適正なその方に合ったサービスを提供できるような体制を総合事業として提供していくという趣旨かと思えます。そんな形で準備をしてみたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（水垣正弘君） 残り時間3分です。再々質問ありませんか。

はい、どうぞ。

（4番 大久保弘子君登壇）

4番（大久保弘子君） 短い時間ですけれども、質問というよりも、国保の広域化と介護保険制度について、今後町民が負担になっていかないようにしっかりと見守っていき

たいと思います。今後数年かけてその制度に移行するというふうになっているものだと思いますが、町民の皆さんの負担にならない、そういうふうになるように、私たちも状況に応じて取り上げてまいりたいと思っております。

議長（水垣正弘君） 以上で4番、大久保弘子議員の質問を終わります。

次に、1番、国府田利明議員の質問を許します。

1番、国府田利明議員。

（1番 国府田利明君登壇）

1番（国府田利明君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

私の質問は3項目となり、1つ目は八千代町の加工食品のブランド化、2つ目として八千代町個人情報保護条例について、3つ目は八千代町障がい者プランについて質問をさせていただきます。

まず初めに、八千代町の加工食品のブランド化について。この質問は、平成24年9月議会でも取り上げさせていただきました。その際に、産業振興課長とは加工食品のブランド化の必要性について問題意識を共有できたように記憶をしております。また、八千代町の農業のこれからの活路を見出すためには、八千代町産の農産物が安全で信頼のあるブランドとして確立をすることが最善の方法であり、具体的には、1つはギャップあるいはGAPとも言われますが、システムの導入やトレーサビリティの推進、環境にも人にも優しい農業を実践する、普及を図ること。販路拡大が必要で、消費宣伝や八菜丸を活用したイメージ戦略などが必要であるという意見を述べられ、私も全く同意見でございます。さらに、今後について、加工食品の開発や6次産業の推進について慎重に検討しながら、農協や商工会と協力して、近隣市町村と協力して、積極的に進めていきたいとも答弁をされております。

近隣の市町村でもさまざまな取り組みをしております。県の食と農のチャレンジ事業を活用して、下妻市では下妻完熟梨を中心としたブランド化をする取り組み、常総市ではイチゴのB級品を使ったイチゴシェイクの生産販売、坂東市ではまさかうまいね！のネーミングを使い、知名度アップと販路開拓及び米粉加工食品の地域普及、桜川市では地域特産物の常陸秋そばの推進とパン用小麦ユメシホウを核に、地方の里づくりという地方活性化、農業後継者育成、境町ではさしま茶を使用したペットボトル飲料の開発、販売など周辺市町村では具体的な取り組みが進んでおります。八千代町では、白菜メン

チカツや白菜キムチ鍋プロジェクト等はございますが、ブランド化というのはどういうことだと認識をされているのでしょうか。

私は、ブランド化を進めるに当たって何が大事かと考えますと、つくり手の視点ではなく消費者の視点で考えることが大事だというふうに考えております。ブランド化は、言いかえるのであれば、消費者から評価を高めるということ。つまりブランド化において最も重要なのは、消費者の評価を高めるために、農作物などにどのような付加価値をつけていくかということになります。この付加価値がなければ、仮にメディアに取り上げられても、賢い消費者にはすぐにその本質を見破られてしまい、わずかな期間で飽きて、すぐに離れていってしまいます。生産者が一番気にするのは、生産量と売り上げ。その売り上げを上げるためには、消費者が買いたいと思うようなニーズを高めることが必要であります。いかに収穫をするかではなく、いかに買いたいと思われるような作物をつくるかに視点を変えること、これが農産物の加工食品のブランド化の基本の第一歩だというふうに思っております。この消費者の視点は、生産者だけで持つことはできません。だからこそ行政が間に入って、生産者と消費者との視点を誘導させることが必要であります。このことがきちんと認識をされていないから、ブランド化の事業が進まないのではないのでしょうか。さらに言えば、外部からの協力も必要であるというふうに考えています。例えば大学のコンサルや食や農業に対する見識者を交えた協議会を立ち上げることなども提案をいたしたいと思います。

ここから質問へと入らせていただきます。1点目といたしまして、農業や商工会と具体的な協議や取り組みの現状についてどうなっているのか、産業振興課長にお伺いをいたします。

2点目といたしまして、八千代町第5次総合計画の農業経営の強化の項に、具体的施策の3番目に特産品の開発というふうに書かれて、その施策の方針は、野菜や果物等の種子農産物のブランド開発、PRを進め、販売促進します。そして、主な取り組みとしてブランド開発の研究というふうに書かれています。目標値として、平成27年度までに地元農産物を使用した加工食品を1品開発をするというふうに設定をされておりますが、その目標達成はできたのかどうかを町長にお伺いをいたします。

続きまして、個人情報保護条例について質問をさせていただきます。まず、近年情報化社会の発達とともに、IT活用による業務効率化が一般的となり、さまざまな業務でのデータ集積が進んでいます。しかし、それは一方で個人のプライバシーにかかわる情

報までもが第三者に容易に把握をされてしまう危険性を増大することにもつながります。このような背景から、社会的に個人情報保護の要請が高まり、国では個人情報保護法が制定されるなど法的枠組みが整備をされました。しかしながら、個人情報の漏えい事件は後を絶たないのが現状であります。個人情報が記録をされているパソコンや記録媒体を紛失してしまうというケースや、または人的なミスによって情報が公開をされてしまうというケースなどさまざまな例が報告をされています。民間では、企業の持つ個人情報を漏えいさせた場合、社会的な信用を失うことにつながることから、多大な設備投資を行って、できる限りの個人情報漏えい防止策をとっている企業も少なくありません。

一方、町民の情報を管理し、サービスを行う行政は、まさに個人情報の集積場所でもあります。その取り扱いには民間以上の注意と対策が必要であります。八千代町の個人情報保護条例の第3条の第2項には、「実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。当該職を退いた後も、同様とする」。そして、第2条の第1項には、実施機関について、「町長、教育長、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理及び議会」というふうに書かれております。このみだりにという言葉は辞書で引きますと、分別なく行うさま、不当な理由や資格もなく行うさまというふうに書かれております。この場合、みだりや不当な目的は条例の条項で定められていないと思いますが、しっかりとした教育がなされているものかどうか。中には、社会主義のため、マスコミに情報を流す正当な理由ではないかという判断をしてしまう職員が出てこないというふうにも限りません。条文には、正義のためなら例外を認めるというようなことは書いてありませんので、社会主義が不当な目的となるのですが、そのように正確に運用されるための職員教育はきちんとされているのでしょうか。ちなみに、地方公務員は地方公務員法において、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。いわゆる守秘義務が規定をされており、その違反に対して、地方公務員法第34条第1項、第60条第2号に、「1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する」という罰則規定があります。これに加えて地方税法第22条においては、地方税の事務に従事する者、また従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、または窃用した場合は、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処すると、さらに重く罰則がなっています。特別職、いわゆる議員や町長、教育長などは守秘義務は課されないため、地方公務員法の罰則規定は適用ではなく、そこで個人情報保護条例の適用対象というふうになります。しかし、八千代町の個人情報保護条例には罰

則条項がありません。県内他市町村の条例を見ますと、実施機関の職員、もしくは職員であった者は、または実施機関から委託を受けて個人情報を取り扱う事務に従事している者、もしくは従事していた者が正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記載された公文書であって、個人の氏名、生年月日、その他の記述、または個人別に付された番号、記号、その他の符号により当該個人を容易に検索し得る状態で体系的に個人情報を記載したものを提供したときは2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処するという罰則条項があります。八千代町の個人情報保護条例には、なぜ罰則条項がないのか。罰則条項がなく、条例の実効性というものはあるのかどうか、それは甚だ疑問であります。個人情報の漏えい事件について、職員が漏えいをして守秘義務違反に問われたケースは全国でも多々あります。職員だけでなく、例えば佐賀県武雄市の市長が作成した市民らの個人情報を漏えいさせたとしてマスコミから報道をされ、新聞にも掲載をされております。罰則条項を設け、そういった際にも適用できる条例にしていくことが必要なのではないのでしょうか。

ここから質問へと入らせていただきます。1点目といたしまして、町長、副町長、総務課長、税務課長、福祉保健課長の5名の方へご質問をさせていただきます。今まで個人情報の漏えいについてなかったのか。あるかないかということで、一言で答弁をまずお願いをしたいというふうに思います。

2点目といたしましては、八千代町の個人情報保護条例に対して、仮に違反をした場合、罰則を設けることについて、ご自身を含めまして、どのようなお考えがあるのか、町長にお伺いをいたします。

3点目といたしまして、副町長にお伺いをいたしたいのですが、万が一罰則をした場合のご自身の処分も含め、職員への処分は、過失の度合いにより異なってくると思いますが、どのようになっているのか、副町長にお伺いいたします。

3項目めは、八千代町障がい者プランについてでございます。ここ10年で障害者に関する考え方は大きく変わりました。平成13年度国連総会決議において、障害者の権利などに関する包括的かつ総合的な国際条約を検討するための委員会が設置され、約8回の会合が開かれました。そして、平成18年12月の国連での採択を得て、障害がある人の権利に関する条約が生まれ、我が国は平成19年6月に署名いたしました。権利条約の批准に向けて、平成23年7月に障害者基本法が改正され、翌24年の6月には自立支援法が障害者総合支援法へと改正、さらに障害者優先調達推進法や障害者雇用促進法が成立して

います。まだ問題を抱えておりますが、障害者に関する法整備や施策の前進をしていることは間違いはありません。我が国の障害者の人数は、身体障害者が約366万人、知的障害者が約55万人、精神障害の方が約323万人で、もちろんその中には複数障害を併せ持つ方もいますので、単純合計数にはなりません、およそ国民の6%が何らかの障害を持って生活をされています。

また、八千代町では、障がい者プランによりますと、身体障害者の方が833名、知的障害者の方が153名、精神障害の方が62名生活をされています。もちろん今挙げた数字は手帳所持者ですから、手帳を持たない方もいるので、実際はもっと多くの方が何らかの障害とともに生きているはずですし、基本法及び権利条約においても幅広い障害の定義がされています。八千代町においても、幅広い目で支援を行う必要があるのではないかとこのように思います。八千代町の障害者福祉政策は、八千代町障がい者プランに基づいて進められております。平成24年第3期障害福祉計画を含めてそのプランの改定をしていますが、計画期間は平成26年度までであります。

また、私は前回の定例会で発達障がい児の現状と親の会のステップの活動について紹介させていただきまして、障がい者団体の3つあるうち障がい者福祉協会とリハビリ八起友の会には町から助成金があるけれども、ステップには助成金が出せていないという現状についても指摘をさせていただきました。そういう中で、ステップの皆さんは、WAM、全労済の助成金で活動を続けています。しかし、助成金の継続が保証されているわけではないので、補助金がなくなると活動ができなくなります。そこで、町から助成ができないかということを確認いたしました。その際に福祉保健課長から、今予算の内容を詰めている状況なので、その中で療育指導、これらについての対応と親の会の支援等についての検討をしてみたいと答弁をいただいております。

そこで、2点にわたって質問をいたします。1点目は、来月の4月から平成27年度に入るわけですが、平成27年度以降の障がい者プラン及び第4次障害福祉計画はどのようなになっているのか、町長にお伺いをいたします。

2点目は、次期予算案を見ますと、障がい児助成金の予算が療育で48万6,000円というふうになっておりますが、この中にはステップの会の皆さんへの助成金が含まれているのか。あるいは、別の形でステップの会の皆さんの活動に対し何らかの町としての支援を考えているのかを福祉保健課長にお伺いをいたします。

この3つの質問が以上となりますが、2項の個人情報保護条例のことに対しまして、

5名の方いますので、まず個人情報保護法について情報の漏えいがあったのなかったのかということ、そこは端的に一言でお願いしたいというふうに思っております。

再質問は、答弁を聞いて再質問いたしたいと思っておりますので、答弁のほどよろしく願いいたします。

議長（水垣正弘君） 産業振興課長。

（産業振興課長 青木喜栄君登壇）

産業振興課長（青木喜栄君） 1番、国府田議員の一般質問にお答えいたします。

八千代町農作物の加工食品のブランド化についてのご質問でございますが、まず現状につきましては、当町は農業を基幹産業と位置づけ、恵まれた自然的、社会的条件を生かし、首都圏の主要な食料供給産地、そして県内有数の農業の町として着実に発展を遂げてまいりました。しかしながら、近年の農業、農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足、輸入拡大による農産物の価格低迷や生産資材価格の上昇等による農業所得の減少などさまざまな問題が懸念されてございます。

このような状況の中、農業所得の向上を通じた農業の持続的発展を図るためには、農産物の生産、販売や生産コストの低減のみならず、さまざまな地域資源を生かしつつ、第1次産業、そして第2次産業、さらには第3次産業を総合的かつ一体的に融合させた、議員おっしゃるとおり、いわゆる6次産業化による事業展開を図ることが求められてきてございます。

ご指摘のとおり、農作物の加工食品のブランド化でございますが、白菜キムチ鍋や白菜メンチカツを推進しているものの、現在のところ、当町におきましては目立った農作物の加工食品がないのが現状でございます。

一般的にブランドとは、物としての価値があることを前提としまして、ほかの商品、サービスとの明確な差別化が図られており、なおかつ消費者がよいイメージを抱き、信頼を置いているものと定義されておまして、誰でもどこでもつくれるものや優位性を明確に示すことができないもの、そして共通のロゴやシールをつくっただけのものではブランド化を図ることは非常に難しいとされてございます。しかしながら、ブランド化の取り組みは、生産地の自然条件や地域の歴史、文化といった地域性を農林水産物や食品の付加価値につなげるものであり、ブランドとして確立することができれば、生産者の所得の向上のみならず、地域の活性化に大いに役立つものでもございます。

次に、今後のビジョンについてでございますけれども、ブランド化のためには、目指

す方向性や戦略の明確化、取り組み主体におきます推進体制の構築、品質管理やマーケティングなど課題は数多くございますが、まずはブランド化の種となります加工食品の開発や6次産業化の推進につきまして、JA、商工会とも協力しまして、積極的に検討し、進めてまいりたいと考えてございます。

以上、ご理解をいただきますようお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（水垣正弘君） 総務課長。

（総務課長 浜名 進君登壇）

総務課長（浜名 進君） 1番、国府田議員のご質問にお答えします。

個人情報漏えいについてのご質問でございますが、個人情報漏えいについてはなかったものと認識しております。

議長（水垣正弘君） 税務課長。

（税務課長 野村 勇君登壇）

税務課長（野村 勇君） 1番、国府田議員の一般質問にお答えいたします。

情報漏えいにつきましては、なかったものと認識しております。

議長（水垣正弘君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） 1番、国府田議員の一般質問にお答えいたします。

今まで情報漏えいについてなのですが、なかったものと認識しております。

議長（水垣正弘君） 副町長。

（副町長 生井光男君登壇）

副町長（生井光男君） 1番、国府田議員の一般質問にお答えいたします。

私も今まで個人情報の漏えいについてはなかったものと認識しています。

以上です。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 質問の詳細につきましては、各担当の説明したとおりでございます。

八千代町農作物の加工食品のブランド化につきましては、当町の基幹産業である農業の所得向上と経営の安定を図るため、農作物や加工品のブランド化は有効な手段の一つ

と考えております。

当町では、JAや生産者の関係団体の努力によりまして、安心、安全でおいしい農産物が生産されております。町としても、これまでにJAと行経一体となり、市場等でのPRを実施してきております。今後とも継続してまいりたいと考えております。PRをすることによって、八千代町農産物の評価が高まり、ひいてはブランド化につながるものと考えております。ご理解をお願いしたいと思います。

当町の農産物においては、生産額が130億円と言われております。いろいろ下妻等々も比べますと、農家の少ない自治体の倍くらいあるような八千代の農産物でございます。ブランド化ということでございまして、八千代町においては、夏には肥土梨ということでございます。さらに、メロンではタカミメロン等も評価をいただいているところでございまして、下妻の肥土梨等も、当町でつくってございましたが、甘みがありますが、商品価値はないというのが実際でございまして、八千代町農産物非常に多いということでございまして、白菜キムチとか、あるいはいろいろ関係農産物のブランド化について考えております。

そのほか、個人情報の漏えいということでございますが、私はないと聞いております。

そのほか、特別職には罰則がないということでございますが、個人情報においてもいろいろ町民の評価、あるいは職員については、個人情報等の秘密の漏えいに対しては、我々がいろいろ特別職として対処する覚悟でございしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、八千代町障がい者プランにつきましては、八千代町第5次総合計画の健康、福祉分野の目標であります誰もが健やかに安心して暮らせるまちの実現に向け、みんなで支えるやすらぎのまちづくりの中に障がい者福祉の充実を位置づけております。総合計画の目標、従来の計画の基本理念を踏まえ、本計画においても、「障がいのある人も障がいのない人も、だれもが、ともに、住み、働き、学び、憩える共生社会」、「障がいのある人が住み慣れた地域で、自己決定と自己選択のもと、自立と社会参加をすすめ、安心して生涯をすごせる地域社会」を計画の基本理念として、その実現に向けまして、各種支援制度や事業の実施による支援の充実を図ってまいりますので、今後とも議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上であります。

議長（水垣正弘君） 福祉保健課長。

(福祉保健課長 相田敏美君登壇)

福祉保健課長(相田敏美君) 1番、国府田議員の一般質問にお答えいたします。

障がい者プランについてでございますが、平成27年度の障がい者プランの中でのということでご質問いただきました。療育指導、それから親の会の支援、こちらを検討していくということでありましたが、その後の状況ということでしょうか。まず、それと併せまして、新年度の予算の中で新しい助成金の部分、8万6,000円の療育関係の講師の謝礼がございます。これと併せまして説明をさせていただきたいと思っております。

まず、療育指導のことなのですけれども、発達障害の方の場合に、その状況が個人の方でいろいろ差があるかと思っております。やはり専門的な知識を持ちました臨床発達心理士の方、そういう方と、それから保健師などがすすくクラブなどで発達相談などを受けているわけなのですけれども、併せましてその知識を持ちました臨床発達心理士の方を講師に迎えて指導をいただくことは可能かどうかということで、関係する機関もございまして、その方々とも、関係機関とも連携しながら、そのことについては進めていきたいというふうに思っております。

また、親の会の支援のことでございますが、助成金のほうは含まれてはおりませんので、現在保健師と、それから先ほど言いました専門的知識を持った方の講師の謝金などもございまして、そういう部分で親の会の支援についても、その中で対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長(水垣正弘君) 再質問はありますか。

1番、国府田利明議員。

(1番 国府田利明君登壇)

1番(国府田利明君) 答弁をいただきまして、再質問のほうをさせていただきたいというふうに思います。

まず、農産物の加工食品のブランド化についてでございますが、現状、白菜メンチカツや白菜キムチ鍋プロジェクト等を進めているけれども、それに関してブランド化という意識ではないということで、産業振興課長のほうにも答弁いただきました。私も、ブランドというのは特別なことを意図したことであって、一般的に家庭でできるようなものはブランドではないというふうに認識しておりますので、27年度までに1品八千代町の農産物の加工食品を開発、提供するということがございまして、慎重にこれからそういうことを進めていただけたらなというふうに要望をその点はさせていただき

たいと思います。

そして、質問に対しましてですが、個人情報保護条例につきましてでございます。先ほどまずあるのかないのかということで答弁を聞かせていただきましたが、皆さん、町長、副町長を含め課長全員ないということの答弁をいただきました。副町長にはどのような職員の指導をされているかというのを先ほど質問したのですが、答弁返ってこなかったのも、その点をもう一回、再度、職員への指導の部分についてお伺いをいたしたいと思います。

そして、町長には、先ほどなかった、そしてそれに基づいて自分は処分を、そういう漏えいがあった場合、自分は処分に努める的なことを述べられましたが、具体的にそれはどういうことを言っているのかということ再度お伺いをしたいというふうに思って、質問をさせていただきます。

そして、総務課長なのですが、総務課では個人情報保護条例の中に罰則規定がない中で、個人情報漏えい防止策全般にして、町としてどのような取り組みをしているのか、再度お伺いいたします。

税務課長に再度お伺いをしたいのは、とりわけ所得税や住民税などの税務情報を見られる職員について、税務状況などを管理しているパスワード等の管理はどのようにされているのか。

また、個人情報の管理等のマニュアルは完備をされているのかどうかをお伺いいたします。

福祉保健課長には、医療関係、マル福または国民保険などもあるかと思いますが、再度その管理の取り組みはどのようにされているのか、お伺いをいたします。

そして、障がい者プランにつきましても再度質問をさせていただきますが、27年度のプランについてですが、まず町長に、現状できているのか。27年度分の障がい者プランは、現在、今できているのかどうかをお伺いをしたいというふうに思います。

そして、福祉保健課長には、きっと27年度予算の中の48万6,000円の中に講師謝礼金として、村上先生の講師謝礼金として多分それが含まれているというふうな認識でよろしいかと思うのですが、今後それとは別でのステップの会の皆さんへの助成を考えていかなければならないというふうに私は考えていますが、どのように考えているのかということを含めて、その見解のほうを再度お伺いをしたいというふうに思っています。

議長（水垣正弘君） 福祉保健課長。

(福祉保健課長 相田敏美君登壇)

福祉保健課長(相田敏美君) 1番、国府田議員の再質問にお答えいたします。

マル福、国民保険などの情報の対応ということでございますが、やはり当然個人情報のデータになりますと、パソコン作業のときにはパスワードで作業に入っていくということはございますので、それぞれその職務に当たる者がその業務に携わっているということでございます。

それから、障がい者プランの進捗状況でございますが、現在できているのかということでございますけれども、現在策定中でございます。もろもろの関係部門、事業内容を詰めている状況でございます。

それから、3点目としまして、ステップの会への助成金についてこの後考えているのかということでございますが、助成金等につきましては、この前の議会のときにも答弁させていただいた記憶もございますが、助成金等の団体につきましては、その性質とか活動とかそういうものの関係がございましたりしますので、助成金という形ではなくて、やはり事務的な支援、また専門職の方のアドバイス等をいただきながら、そういう形がかかわりをとらせていただければというように考えております。ご理解のほどよろしく申し上げます。

議長(水垣正弘君) 税務課長。

(税務課長 野村 勇君登壇)

税務課長(野村 勇君) 1番、国府田議員の一般質問に答えさせていただきます。

個人情報とは、生存する個人に関する情報でありまして、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができるものと定められております。税務課におきましては、業務上、膨大な量の賦課徴収に関するデータを所有しております。この中には、先ほど議員ご指摘の所得税や住民税に関する情報が含まれているものであります。中でも電子機器の目覚ましい発展により、さらに情報量が現在ふえつつあります。

一方で、情報漏えいの危険度も高まっております。これは、どの事業所においても同様でございます。税務課では、情報管理担当と連携を密にいたしまして、日常業務の中では町の運用マニュアルに沿いまして、パスワード及びパソコン等の管理に留意するよう、そしてトラブルが起こらぬよう細心の注意を払っております。コンピューター等の性能が著しく上がり、事務処理がますます高度化する中で、セキュリティー対策を万全に施し、今後も適正な個人情報管理のもと、個人の利益に対し害を与えぬよう努力した

いと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（水垣正弘君） 総務課長。

（総務課長 浜名 進君登壇）

総務課長（浜名 進君） 1 番、国府田議員の再質問にお答えいたします。

私に対しましては、個人情報保護条例の中には罰則規定がないということに対してどのような取り組みをしているかということですが、個人情報保護条例がありますが、その上に地方公務員法というのがございます。地方公務員法の第34条には、秘密を守る義務というのがございます。個人情報につきましても秘密に当たる部分だと理解しております。これにつきましては、職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とするというふうになっております。したがって、罰則規定に関しましては、地方公務員法の罰則規定が適用されるかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 副町長。

（副町長 生井光男君登壇）

副町長（生井光男君） 1 番、国府田議員の質問にお答えいたします。

今総務課長のほうからもありましたように、地方公務員法の中に、34条ですか、秘密を守る義務というところで職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とするということですが、そういうことの観点から、私副町長という立場では、地方公共団体における秘密の保全とは、行政の公正な運営を確保し、公の利益を保護し、もって住民の信託に応えるために不可欠なものであるということによって理解しておりますので、常に法令を遵守して職務に努めるよう指導しているところでございます。

以上です。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 先ほど申したとおり、個人情報の現在の時点では漏えいがなかったということですが、あった場合には、町の懲罰委員会等も併せて、そこで対応していただくのが私の考えであります。

そのほか、八千代町障がい者プラン等におかれましては、八千代町第5次総合計画の中で、健康・福祉の分野の誰もが健やかに安心して暮らせるまちということであって、第5次総合計画は、今年から6年間ありますが、ローリングをやりますので、27年度におかれましては予算の中の福祉分野で第5次総合計画の5年目ということで、いろいろ細かいことについてはうたってありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（水垣正弘君） 最後に、再々質問ありませんか。

1番、国府田利明議員。

（1番 国府田利明君登壇）

1番（国府田利明君） 先ほどの答弁をいただきまして、再々質問をさせていただきたいというふうに思ひます。

先に八千代町の障がい者プランにつきましてでございますが、まず現段階で福祉保健課長のほうからと町長のほうから現在できていないというふうにありました。当たり前のようにできていないというふうに言っていますが、来月からこれ施行されるわけです。現段階でできていなくて、2月の末の段階でも調べているのです。きのうホームページで見ました。でも、実際できていない。八千代町障がい者プランは、そのプランに基づいて施行されていくわけですから、現状でできていなかったらどうするのですか、そういうふうに僕は疑問にすごく感じます。それに基づいてできていないということが当たり前というふうなことは、町長はどういうふうに福祉保健課に指導しているのかということが疑問かなというふうに私は思うのですが、福祉保健課長のほうには、講師謝礼金としてステップの会の皆さんには対応して、今後助成金の制度に対して検討していくというような形というふうに認識をいたしました。町長に、障がい者プランについては現段階でできていないというのは僕はおかしいというふうに思ひますが、それをどういうふうに考えているのか、再度お伺ひします。

そして、個人情報保護条例なのですが、これも現状について町長のほうから、簡単に言うならば八千代町、国のつくっている個人情報保護条例と比較して、八千代町の保護条例はほぼ意味がないというふうに僕は認識しているのです。だから、法につけ加えて罰則をつけるべきかどうかということをお伺ひして町長と副町長に再度お伺ひいたします。

再々質問をして、その答弁を聞いて、今後、八千代町のどうしてできていないかということで再々質問の明確な答弁と、八千代町個人情報保護条例の罰則規定はないという

ことに対して、今後つける考えがあるかないかということを明確にお願いいたします。

議長（水垣正弘君） 副町長。

（副町長 生井光男君登壇）

副町長（生井光男君） 1番、国府田利明議員の再々質問にお答えいたします。

罰則規定の件でございますが、個人情報保護法ですか、その条例の制定に当たりましては、関係機関また内部の法令審査会等を経まして制定した関係もありますので、よくそれで不備かどうかを検討してみたいと思います。

以上です。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 個人情報の漏えいにつきましては、先ほど申したとおり、八千代町の職員の条例に照らし合わせて、懲罰委員会、その他で対応していきたいと考えております。

そのほか第5次総合計画、4年前に制定したわけで、10年計画の総合計画の中の障がい者プランということでもあります。福祉保健課長は、策定していないということですが、大綱あるいは細かい点については総合計画の中で、八千代町のいろいろな政策については農業改革なども決めておりますので、教育問題初めそういう細かい、例えば障害者につきましては、障害や子どもなどは先ほど申したわけです。四十何歳とか手当など細かいことについては詳しくは決めていないということがございます。大綱につきましては決めてあるということで、質問に私も真剣に答えているつもりでありますので、よく聞いて質問していただきたいと思います。

議長（水垣正弘君） 以上で1番、国府田利明議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

（午前11時19分）

議長（水垣正弘君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

（午前11時35分）

議長（水垣正弘君） 次に、11番、小島由久議員の質問を許します。

11番、小島由久議員。

(11番 小島由久君登壇)

議長（水垣正弘君） ここで、小島議員より、事前に参考資料の配付要請がありましたので、これを許可いたします。職員に資料を配付させます。

(職員資料配付)

11番（小島由久君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してある項目について一般質問いたします。

一般質問に入る前に、1月18日投票の八千代町町長選挙では、大差をもって5期目の当選をされましたこと、まことにおめでとうございます。心からお祝いを申し上げまして、一般質問をいたします。

町長の公約である1つが人口減少対策、少子化対策、定住の促進、2つが日野自動車関連企業の誘致、3つが主要産業である農業政策、その他として、教育環境の整備、交通網の整備、住民の声を聞き、担当者と協議をして行っていくと、2月9日、初登庁で職員を前にして、5期目の就任の挨拶で報告いたしました。また、選挙中のチラシには、日野自動車系列企業の誘致、少子、人口減対策を強力に推進していくと載っていました。このような公約については、私が5年間にわたって一般質問で訴えてきた案件であります。4期目の当選をされたときにも、4期目の実績として、企業の進出を1社でも2社でも確保していただき、町内で働く場所があれば雇用の確保、人口増、税収の確保につながるのである。そのためには、県に1回、2回ではなく、また来たのかと言われるほど積極的に知事にPRをし、企業誘致、企業進出を目指して努力をしていただきたいとお願いをしてきました。私は、八千代町の将来を見通し、考えたときには、企業の進出である。何回となく訴えてきましたが、町長の答弁では、整備をしても企業から話が来なければ財政に負担がかかる。だから、企業の話が来てから整備をする。または、前向きに検討するという答弁でありました。だから、いまだに企業の進出はない状況であります。しかし今回の選挙公約として、町長みずから掲げた3つの公約に対して積極的に活動して、公約の実現に向けて頑張っていたいただきたい。

そこで、町長に質問いたします。1つ目の公約である少子化対策、人口減対策を強力に推進することについて質問いたします。町長選挙中のチラシに、少子、人口減対策を強力に推進する。また、2月9日初登庁のとき職員を前にして、私が選挙公約の中で掲げた人口減少対策、少子化対策や定住の促進、人口の拡大を図り、女性が活躍できる地域づくり、安心して子どもを産み育てるまちづくりを行うとしています。八千代町の人

口は急激に減少し、1年間に100人以上が減少している状況の中で、人口の増加をどのように進めていく考えなのか、町長の答弁を求めます。

また、少子化対策の一環として、平成26年4月1日から3人目以降を産んでいただいた夫婦、家族に対しては30万円の奨励金を支給していますが、平成26年度の子どもの出産人数についてお伺いいたします。

また、町長の公約である少子化、人口減対策を強力に推進していくとしていますが、どのように強力に推進していく考えなのか、町長の答弁を求めます。

2つの公約として、日野自動車関連企業の誘致について質問いたします。町長は、企業誘致及び雇用の確保であり、主に日野自動車関連企業の誘致を県、県開発公社と密接に連携し、積極的にトップセールスを行うとしています。約束は破るということわざがありますが、今回の公約は破ることなく、県、県開発公社と真剣に取り組み、企業の誘致、企業の進出を目指して頑張ってお実現していただきたい。企業誘致を、積極的にトップセールスを行っていくのでございますが、企業誘致の場所をどの辺にする考えなのか。日野自動車古河工場南東部を拡張する考えなのか。また、菅谷地区、若地区新工業ゾーンを含める考えなのか、お尋ねいたします。

この質問の答弁は難しい答弁となります。なぜなら、企業誘致の場所を表明すれば、土地の高騰、地権者が騒ぎ出すなどの点がありますので、答弁を差し控えたいと思うときには答弁は結構であります。しかし、私も一般質問しておりますので、決まったときには後で教えていただければと思いますが、その点は任せておきます。

3点目として、町長の公約である農業政策については、担い手や後継者の確保、認定農家への支援、ブランド野菜育成による価格の安定や流通体制の整備をしております。基幹産業である農業をどのように守っていくのかということでもあります。米づくり農家にとっては、価格の安定である平成26年度米の価格は60キロ当たり9,000円、追加として500円、計9,500円であります。平成25年度米は、60キロ1万1,000円、追加として700円、計1万1,700円であります。26年度は、25年度より2,200円値段が下がりました。認定農業者の方々、このように安くては米づくりも大変厳しいと嘆いています。また、27年度米は、TPPによりもっと安くなるのではないかとこの声も聞こえます。

このような厳しい状況の中で、町長の公約である担い手や後継者の確保は大変難しいと思いますが、いかにして農業に興味を持ってもらえるか。そのためには環境づくりであり、安定した米の価格であると思います。町長の公約である担い手、後継者の確保、

認定農業者への支援等について、また価格等の安定について町長はどのように進めていく考えなのか、お伺いいたします。

次に、ブランド野菜育成による価格の安定や流通体制の整備について質問いたします。平成26年度は価格の低迷により、野菜づくり農家にとっては大きな打撃となり、1,500万円から2,500万円ぐらい赤字になるという農家の人もいます。八千代町の特産物である白菜、キャベツ、レタス、ホウレンソウ、スイカ、トマト、キュウリ、そのほかいろいろな野菜がつけられておりますが、消費者の要望等を参考にし、どのような農作物、野菜を八千代町でブランド野菜として育成を進めていく考えなのか、町長にお伺いいたします。

公約である価格安定についても、消費者、市場等の関係があり、価格の安定は大変難しいと思います。私は、JA、町が一体となって、連携して進めていかななくてはと思いますが、町長はどのような対策、対応をもって進めていく考えなのか、町長の明確な答弁をお願いいたします。

4点目として、知事への私の提案、知事の回答について報告をいたします。平成26年12月末に県議会だよりと一緒に「ひばり」号が配布されました。「ひばり」号の中に、知事の挨拶、「私の提案」と題して、縦10センチ、横17センチの書く欄があり、半分に折ってのりづけをして、送り先は茨城県知事橋本昌行きと載っていましたので、私の思いを書き、27年1月7日に送りました。知事の回答が平成27年1月17日に来ましたので、その内容等について報告をいたします。

まず最初に、「私の提案」から朗読いたします。茨城県知事橋本昌様。明けましておめでとうございます。私、八千代町議員、小島由久です。よろしくお伺いいたします。八千代町においては、財源の減少、人口の減少により、行財政運営が大変厳しい状況であります。この厳しい状況を乗り切るためには、企業誘致、企業の進出であります。八千代町においては、日野自動車関連企業、現在のところ、企業の進出の見込みはありません。近隣市町村においては、企業の進出が決まっております。八千代町だけが取り残された状況であります。八千代町を守るためには、企業の進出により、雇用の場の確保であります。町内で働く場所があれば、少子化、人口増加、税収の確保にもつながるのであります。活気ある八千代町をつくるためには、知事の知恵と力をおかりして、企業誘致、企業の進出に対して、町長初め議会、執行部が一丸となって進め、努めてまいり所存でありますので、八千代町の将来を守るためにも、何とぞ知事の力をおかしいだけますようお願い申し上げます。小島由久。

これに対して知事から回答がありましたので、朗読いたします。回答文を皆様のお手に配付しましたので、ご覧いただきたいと思ます。

立推138号。平成27年1月15日。小島由久様。茨城県立地推進室長、稲見真二。私の提案について。このたびは貴重なご意見をお寄せくださいまして、まことにありがとうございます。さて、小島様からの「八千代町の活性化」のご意見でございますが、知事から回答するよう指示がありましたので、下記のとおりお答えします。

記。県では、これまで本格的な人口減少社会を見据えて、まずは働く場所の確保が重要であると考え、企業がグローバル競争に打ち勝つことができる事業環境の提供を目指し、広域交通ネットワークの整備などに全力で取り組んできたところであります。その結果、ここ最近10年間の工場立地面積や県外企業の立地件数は、全国1位となっております。昨年の日経ビジネス誌にも、物づくりの最適地「新第4工業地帯」として大きく取り上げられたところです。

そうした中で、特に、このたびの日野自動車の古河への進出は、地域の経済の活性化や、雇用の拡大を図っていく上で大きなチャンスと捉え、これまで関連企業の誘致や地元企業の受注の確保、新規就業の促進などに力を入れてまいりました。

関連企業の誘致につきましては、企業の個別訪問や、都内などでセミナーを開催し、工場周辺の工業団地や工場適地の紹介などのPRを行いながら積極的な誘致活動を展開してまいりました。これにより、周辺市町に数社の関連企業の立地が決定し、既に稼働が始まっている工場もあります。

日野自動車では、古河工場の本格稼働を、平成28年と予定しており、今後、工場建設や、関連企業の新たな設備投資の動きもますます活発化すると考えられますので、これから企業の誘致などに一層力を入れてまいります。

一方で、来年度には、圏央道の県内区間の全線開通が予定されており、県西地域は、企業活動を行う上で、魅力的な条件が整ってまいります。その中でも特に、日野自動車古河工場に隣接し、かつ、圏央道インターチェンジ、境古河インターから非常に近くに位置する八千代町の魅力は、ますます高まってくると考えられます。

このような状況の中で、県といたしましても、地元八千代町と連携を密にしながら、産業用地の確保に向けた支援や、八千代町が持つ魅力的な事業環境のPRなどに努めながら、1社でも多くの企業誘致につなげ、地域の活性化が図られますよう全力で取り組んでまいりますので、今後とも、ご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。こ

のような答弁であります。特に県としても、地元八千代町と連携を密にしながら、産業用地の確保の支援や八千代町が持つ魅力的な事業環境のPRに努めて、1社でも多くの企業誘致につなげ、地域の活性化が図れますよう全力で取り組んでまいると答弁でありますので、町長の公約である企業誘致には積極的にトップセールスを行ってまいりますということですので、県と密接に連携をし、積極的に取り組み、八千代町の将来を守るために、企業誘致、企業進出の確保の実現に向けて全力で取り組み、何が何でも達成をし、公約を守っていただきますよう強くお願いを申し上げます。

5点目として、八千代町の財源確保について企画財政課長にお伺いいたします。八千代町の財政も大変厳しい状況であります。厳しい財政の中から、町長含め三役、議員報酬、職員の給料が、町民が汗水を流して働いた税金から支払われています。税収減により、町の事業、区長さん方の要望等に十分に対応することができない状況であると思います。八千代町の大きな事業である八千代第一中学校校舎の改築工事も完成し、解体工事、外構工事、東中学校校舎改築工事が27年、28年、2年計画で行われます。こうした中で、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金等が減額となっている中で、平成27年度の予算が組まれました。平成27年度当初予算が74億4,700万円、平成26年度当初予算が81億1,100万円であります。6億6,700万円の減額となります。企画財政課においては、大変厳しい中、苦勞されて平成27年度予算を組まれたのではないかと思います。今の状況では、税収の増額はなかなか見込めない状況であると思います。これからの八千代町の財源、税収の確保を進めていくには、担当課である企画財政課としては、どのような対応、対策が必要であると思うのか、課長の考えをお伺いいたします。

以上で一般質問と報告を終わります。答弁を聞いた上で再質問をいたします。
議長（水垣正弘君） 企画財政課長。

（企画財政課長 青木良夫君登壇）

企画財政課長（青木良夫君） 11番、小島議員の一般質問にお答えいたします。

八千代町の財源の確保についてでございますが、三位一体の改革により、地方交付税、国庫補助金等の削減が続く中、急速な少子高齢化の進行による社会保障経費の増大に加え、特別会計への繰出金の増加、さらには多様化する住民サービスに添えていくために、財源の確保は急務の課題でございます。

まず、収入の根幹をなします町税につきましては、全職員による滞納整理の実施、滞納処分の強化、滞納世帯への行政サービスの制限、特別徴収の推進や27年度から開始予

定のコンビニ収納などの納税環境の整備推進等により、収納率の向上に努めているところでございます。

また、現在、古河名崎工業団地に隣接します水口地区の地区計画を進めているところでございますが、水口地区を初めとします工業系土地利用や中央地区の保留地販売を通しての定住促進事業によりまして、新たな財源の創出や町税の増収対策を講じているところでございます。

さらに、町有地でありながら未利用地につきましては、処分を含め、その利活用、広報紙やホームページでの有料広告の拡充やふるさと納税の推進、使用料、手数料の見直し等も検討してまいります。

また、今般、国から地方創生に関する2つのタイプの交付金事業が示され、プレミアム商品券事業や少子化対策等の財源に充当するよう検討しておりますが、今後も国、県の動向を注視し、町の施策に合った補助金や交付金を活用したり、後年度に地方交付税算入がある地方債を有効活用するなどして、できるだけ町負担を軽減することも財源確保の観点から重要と考えてございます。

今後とも、さらなる行財政改革を強力に推進し、さらなる経費節減に努め、計画的かつ健全な財政運営に心がけていかなければならないと考えております。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 11番、小島議員の質問にお答えします。

まず、少子化対策、人口減対策を強力に推進することについての質問でございますが、現在の町の出生状況を申し上げますと、本年度4月から2月までの出生数は147人で、ここ数年来160名前後の推移ということで安定しているものの、それ以前から比べれば減少傾向にあります。

ご承知のとおり、昨年11月に、まち・ひと・しごと創生法が公布され、国と地方が総力を挙げて、人口減少や地域の活性化の課題に対応していくことになりました。当町におきましても、こうした動向を受け、来年度、さまざまな角度から人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示しながら人口ビジョンを策定するとともに、人口ビジョンを踏まえ、今後5カ年の施策をまとめた総合戦略を策定する予定であります。当町の課題であります少子化や人口減少等の対策につきましても、広く関

係者の意見等を参考にしながら対策を検討し、総合戦略の中で位置づけ、国の支援等も受けながら推進してまいりたいと考えております。

さらに、日野自動車関連企業の誘致についてであります。当町の課題は、受け皿となる工場用地の確保や日野自動車関連企業などの進出企業の確保、さらには工業用水の問題など今後解決しなければならない課題が幾つかありますが、雇用や定住化の促進を図りながら、県や県開発公社と密接に連携し、積極的なトップセールスを行ってまいりたいと考えております。

また、企業誘致の場所の設定につきましては、この答弁は差し控えていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、主要産業の農業政策でございますが、初めに担い手や後継者の確保、認定農業者の支援につきまして、町及び担い手育成総合支援協議会において、関係機関が一体となって課題を共有し、適切に役割を分担し合って、認定農業者の育成、確保を総合的に推進してまいります。また、新規農業者に対しても、就農に向けた課題を克服し、円滑に営農を開始できるよう、茨城県農業振興公社等の関係機関と連携し、就農支援を行ってまいります。

認定農業者の支援につきましては、国県補助事業の情報提供や農業制度資金のPRを行い、農業経営の安定への取り組みを推進してまいります。

さらに、もうかる農業の観点から、生産、加工、販売等6次産業化や地産地消を推進します。

続きまして、ブランド野菜による価格の安定や流通体制の整備でございますが、まず八千代町の数ある農産物の中から何をブランドにしたらよいかを吟味することが非常に大切であります。生産量日本一の白菜や県の銘柄産地に指定されております肥土梨は、当然その候補に挙げられると思っておりますが、こればかりでなく、地域のブランド化を進めるに当たって解決すべき課題は、どのように他産地との差別化を図っていくか、そしてどのように販路拡大に結びつけていくかがポイントであります。その際、考慮すべき点といたしましては、まず多くの人に知ってもらうことで認知性、次に消費者の理解を得ることで共感性、そして高付加価値を持つ一流性、さらに人に満足や夢を与えられるような約束性があります。これら農協や商工会との連携により模索していくことで、おのずとその答えが出ると思うわけでございます。

また、流通体制の整備につきましては、販路の拡大等大変難しい問題ですが、留意すべ

き点は、消費者目線で考えること、次に積極的に情報を発信し、魅力をしっかり伝えること、そのほか話題づくりや農、商、工の連携を図ることが重要であります。昨今、当八千代町におきましては、新聞、テレビ、マスコミ等における露出も大変多くなっております。今後の効果が期待されるところであります。そして、このようなことを中長期的に継続的に取り組んでいくことが、八千代町産農産物のブランド化、ひいては価格の安定につながると考えております。

そのほか、日野関係等の企業誘致につきまして、小島議員の提案につきまして、知事の考え方を披露していただきました。私としても、先般、開発公社また知事等の会議の中で慎重に進めてくださいということで、私宛てに日野自動車の関連企業、開発公社等におかれましても、注意がありました。今後とも県あるいは開発公社と密接に連携をとりながら、積極的に推進したいと考えております。

また、企業等の動向につきましては、十分注意しながら慎重に対応してまいりたいと考えております。特にオーダーメイドということでありましたが、結城市におかれましては、2町ぐらい農振除外等も引き続きやるようでございますので、八千代町でも日野自動車の南東部等におかれましても8町は県の開発公社で福利施設、あと学校、その他グラウンド等もできる予定になっております。そのほかの20ヘクタール等におきましては、今筑西幹線道路のまだ線形ができておりませんので、線形ができてくれば八千代町も積極的にいろいろ地区計画を立てていきたいと考えております。

また、菅谷、若地区等におかれましても、さらに地区計画を立てまして、オーダーメイドではなく八千代町でつくっていくということで、開発していきたいと考えてございますので、資金的にどういった形でやるのかまだ検討はしておりませんが、資金的に何十億円か投資しなければならない問題でありますので、我々も積極的に企業誘致を進めていきたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

議長（水垣正弘君） 再質問はありませんか。

11番、小島由久議員。

（11番 小島由久君登壇）

11番（小島由久君） 再質問というより要望ということになると思いますが、私の一般質問に対して町長初め企画財政課長のほうから細かく答弁をいただきました。このような議場内でそういう答弁をされたということ、約束であります。町長の5期目の公約として、この実現に向けて頑張ってください。

そういうことで、私の一般質問に対して、3項目については、必ず達成できるよう努力していただきたい、このように強く要望いたします、私の一般質問を終わります。

議長（水垣正弘君） 以上で11番、小島由久議員の質問を終わります。

次に、6番、中山勝三議員の質問を許します。

6番、中山勝三議員。

（6番 中山勝三君登壇）

6番（中山勝三君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

質問に入る前に、一言申し上げさせていただきたいと思いますが、大久保町長におかれましては、5期目の就任おめでとうございます。どうぞ町政の発展にますますのご活躍をくださいますよう念願をいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。最初に、通告の1として、プレミアム付商品券についてであります。国の2014年度補正予算に盛り込まれた地域消費喚起・生活支援型の交付金2,500億円を活用した事業ということですが、これは地方公共団体、都道府県及び市町村が策定する実施計画に定めた事業として、内閣総理大臣指示で、エネルギー価格の高どまりなど物価動向や消費に関する地域の実情に配慮しつつ、地域の消費喚起など景気の脆弱な部分にスピード感を持って、的を絞った対応ということになっております。地域住民生活等緊急支援のための交付金事業については、目的にかなうものであれば地方公共団体において自由に事業設計が可能ということであります。原則として、主に個人に対する直接の給付事業を対象とするとなっております。

そこで、全国的にも多くの自治体がプレミアム付商品券を発行するようですが、まず茨城県内ではこのプレミアム付商品券を実施する市町村は幾つあるか、お伺いをいたします。このプレミアム付商品券は、例えば1万円で1万2,000円分の買い物ができるというようなものでありますが、その際の県の発行によって、例えば1,000円券が10枚と500円券が4枚などと工夫をするということで使い勝手がよい、買い物もしやすくなる。さらに、茨城県においては、県が発行しているいばらきkidsカードか、またいばらきシニアカードを提示することで、さらにこれが2,000円の値引きが行われて8,000円で購入できるという報道もありました。このように、自治体の工夫次第ではより高い費用対効果を生む可能性があります。このプレミアム付商品券の効果を高めるには3つの観点があるということです。1つは、何が買えるのか。2つ目は、どこで使えるのか。3つ目

は、誰が使えるかということで、さらにいかに住民が購入したくなるかということがハードルですけれども、日常的なものに限らず、この際品質志向で、ふだん余り買わないものや消費を刺激するサービスの企画など消費喚起を呼び、地元消費を産業の活性化につなげるなどの工夫というものが望まれるわけです。このプレミアム付商品券を当町で実施するための財源である交付金額はどのくらいになっているかをお伺いいたします。

また、それらの具体的な実施計画についてはどのようになっているかということ併せてお尋ねをいたします。

続きまして、通告の2に移らせてもらいます。まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。今回の議会におきまして、3月9日、議案第7号 条例の一部を改正する条例で、別表に、まち・ひと・しごと創生戦略会議委員という部分が加えられました。八千代町は、町の活性化に向けた施策を推進するという事で、皆様ご存じのように、八千代町まち・ひと・しごと創生本部を設置したことが報道されましたが、本年度から5カ年計画で、人口減少問題への対策や町の特徴を生かした地域の活性化を目指し、明年度中に総合的戦略を策定するなど、町に創生本部を設置したことが時期を得たものであるというふうに評価をいたしております。

昨年、日本創成会議における消滅可能性自治体の公表が大変インパクトのあるものであります。改めて、人口問題を初め地方創生への取り組みを促す機会となったわけがあります。ご存じのように、私たちの八千代町も茨城県で消滅可能性自治体19番目に挙げられたということで、この対策をしっかりと講じる重要性が指摘をされたわけでありませう。

そして、国においては、まち・ひと・しごと創生法が制定をされました。全20条から成っております。その第4条では地方公共団体の責務について、そして第5条が事業者の努力、第6条で国民の努力が述べられておりますが、それにのっとなって、まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）というものが示されております。また、この現状、大変人口減少の厳しい状況につきまして、それらの社会情勢の背景というものが載っておりますけれども、これはちょっと省略をさせていただきます。これらの克服のための手だてとして、これをやれば回復できるという1つや2つの方策は、簡単にうまい話はないわけです。そのための戦略案として、総合的に取り組まなければならないと考えますが、またその案は膨大な取り組みも掲載をされておりますが、ともかくできることから、そして身近なことから一つ一つを積み重ねていく。その延長線上に人口減少の顔が、産業

の振興、活性化というものが見えてくるというふうを考えておりますが、そこでまず第1に、八千代町のまち・ひと・しごと創生本部の人員の構成について、先ほども若干あったようでございますが、改めてお伺いをいたします。

私は、去る1月に総務省などが主催して開催をされました、これ東京ビッグサイトで行われたわけですが、移住・交流&地域おこしフェアを視察いたしました。全国から自治体など217団体が参加し、移住、交流と地域おこし協力隊、その募集のブースが設けられており、来場者は昨年よりも3,000人多い6,800人に及んだということでありました。茨城県は、県と5つの自治体がブースを出展しておったわけですが、これは自治体は稲敷、笠間、茨城町、常陸太田、大子町と。そして、それぞれの職員や関係者がブースを開設して、熱心に問い合わせに答えて自分たちの町をPRしておりました。その中で、地域おこし協力隊につきましては、2013年度で318自治体で978人が認定をされ、それぞれ地方自治体の活性化のために活動しております。総務省では、今年度末でこの地域おこし協力隊が1,500人、明年、2016年度で3,000人に拡大をすることを目標にしているということでもあります。

まず、地域おこし協力隊の役割と生活や活動費の交付金の助成額についてはどのようなになっているか、お伺いをいたします。

そして、地域おこし協力隊の募集について、執行部としてはどのような見解をお持ちでしょうか、併せてお尋ねをいたします。

それから、移住、交流につきましては、例としまして、グリーンふるさと振興機構、常陸太田市では、2007年度から2011年度までの5年間で計80組、154人に上がったと。茨城県では新年度受け入れ態勢強化に乗り出すということで、都内の相談窓口設置とかポータルサイトを利用した情報発信、44市町村と連携する。推進協議会を設置をする。そのための14年度補正予算案に盛り込んで推進を図るということでございますが、この移住、交流事業への取り組みについてもお尋ねをいたします。

さらに、地域活性化、産業の創出に関連をして、より付加価値を高め、多くの市町村や事業者が取り組んでおところの6次産業化についてであります。当町には1次産業の農業を基幹産業と位置づけているわけですが、まさにこの肥沃な水田地帯、北東地域の米づくりや果樹の梨づくり、そして南西方面に広がるこの畑作地帯は、見事な白菜を初めとする葉物の一大産地として他の追随を許さないところでありますが、しかしながらこの基盤整備がなされてすぐれた農産物を生産しておりますが、近年は食生活の多

様化や生産過剰などもあり、さらに手を加えて付加価値をつけた製品として利益を向上させるなど6次産業化への取り組みが望まれております。この6次産業化をどう育成していくのか。バックアップする体制、取り組みというものを積極的に行政が支援をすべきと考えます。この豊富な資源を活用し、6次産業化を図れたならば、八千代町ももっとも豊かになり、そして活性化をしてみたいです。6次産業化への取り組みについてどのようなご認識をお持ちか、お伺いをいたします。

さて、もう一点、当町には未利用の資源が眠っております。それは環境問題にも貢献するとともに、地域活性化に役立てられ、バイオマスの利活用であります。身近なところでは、農作物をつくるための堆肥などもバイオマスの利用でございますが、有名などころでは県信の幡谷会長が取り組まれているバイオディーゼル燃料、あるいは森林地帯での間伐材や未利用材を使うバイオマス燃料、これはまあ八千代では無理だと思いますが、それから下水処理した汚泥の利用など廃棄物を有効利用して環境に優しいバイオマスの活用というものが、まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）のⅢの今後の施策の方向で、2の政策パッケージ、その中の1、ウの2と5に挙げられております。

そして、当町では既に2010年3月に、今からもう5年も前に循環型社会のバイオマスタウン構想というものが農林水産省の指定を受けているところであります。このバイオマスを利活用することについての執行部の見解をお伺いをいたします。

以上の質問に具体的な答弁を求めまして、一般質問といたします。

議長（水垣正弘君） 企画財政課長。

（企画財政課長 青木良夫君登壇）

企画財政課長（青木良夫君） 最初に、プレミアム付商品券についてでございますけれども、県内でプレミアム付商品券を実施する市町村数ということでございますけれども、県内44全市町村で現在のところ実施予定でございます。

次に、当町のプレミアム付商品券を実施するための交付金額につきましては、平成27年2月10日付の事務連絡としまして、地域住民生活等緊急支援のための交付金ということで、交付限度額3,961万7,000円が示されてございます。3月中旬に交付申請書を県に提出し、下旬には国から正式な交付決定がなされる予定でございます。

次に、実施計画につきましては、先般、商工会の理事会でプレミアム付商品券事業の実施について協議をしていただき、事業実施の方向でご了解をいただきました。また、3月25日に開催予定の理事会の中で、商工会の会員を中心に実行委員会組織を立ち上げ、

今後実行委員会の中で具体的な事業の方向づけ、プレミアムの金額、商品券の発行部数、対象者等について協議をしていただく予定でございます。

なお、交付金の交付申請等につきましては企画財政課が担当してございますが、事業を実施する商工会との窓口につきましては産業振興課が当たり、交付金事業の趣旨を踏まえ、広く町民に利益を還元できますよう、商工会とも連絡をとり合いながら事業推進を図ってまいりたいと考えております。

また、茨城県から2月20日に開催されました茨城県まち・ひと・しごと創生連絡会議におきまして、先ほどありましたように、生活支援の観点から、この交付金を利用して、子育て家庭応援・シニア応援事業といたしまして、市町村が実施いたしますプレミアム付商品券事業にさらに2,000円値引きという形で上乗せする形で事業を実施するよう依頼がございました。県とも連携をとり合いながら、回復傾向が見られます消費を喚起するとともに、八千代町の活性化に向けて事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、八千代町まち・ひと・しごと創生本部の人員の構成についてでございますが、先ほどの広瀬議員の答弁と一部重複いたしますが、当町の創生本部は町長を本部長に、副町長を副本部長に、以下教育長及び全課長等、総勢19名で組織されてございます。

次に、地域おこし協力隊の役割と生活活動費のための交付金の助成額についてでございますが、地域おこし協力隊とは、3大都市圏等の都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移し、生活の拠点を移した者を地方自治体が地域おこし協力隊として委嘱し、隊員は一定期間、1年から3年、場合によっては5年まで一応可能ということになっておりますけれども、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などを行いながら、その地域への定住、定着を図る取り組みでございます。ちなみに、先ほどありましたように、現在県内で実施または実施を予定している自治体は、常陸太田市、笠間市、稲敷市、大子町、茨城町の5市町のみとなっております。このうち、稲敷市、茨城町については今年度から実施する予定でいるようでございます。

また、国からの交付金につきましては、特別交付税として、隊員1人当たり報酬等で200万円、その他の活動経費としまして200万円、隊員1人当たりとして合計400万円を上限として、さらにまた隊員募集等に要する経費といたしまして、1団体当たり200万円を上限に3年間の財政支援を行うものでございます。

次に、地域おこし協力隊の募集及び移住、交流事業への取り組みについてでございますが、隊員の地域要件が転出地として、3大都市圏内の都市地域、もしくは一部条件不利地域、または政令指定都市に対し、転入地としましては、3大都市圏以外の全ての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域ということから、当町も転入地として特別交付税措置の対象地域に位置づけはされております。しかしながら、当事業の取り組みにおきましては、最も重要と思われまます受け入れ態勢等が未整備な状況のため、現段階では募集及び事業への取り組みは行っていない状況でございます。

それから、交流事業の関係についてでございますけれども、先ほどお話ありましたように、茨城県におきましては新年度から都内の相談窓口設置や、あるいはポータルサイトを利用した情報発信を行うと。さらにまた、県内44市町村と連携する推進協議会を設置するというようなことが表明されておりますので、八千代町といたしましても県と連携をとりながら取り組んでいく考えでございます。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 産業振興課長。

（産業振興課長 青木喜栄君登壇）

産業振興課長（青木喜栄君） 6番、中山議員の一般質問にお答えいたします。

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の推進項目にもございます6次産業への取り組みについて、そしてまたバイオマスを利活用することについての当町の状況について申し上げます。まず、6次産業への取り組みについてでございますけれども、先ほど国府田議員の答弁と若干重複する部分ございますけれども、当町につきましては農業を基幹産業としまして発展してきたところですが、近年の農業を取り巻く状況は、従事者の高齢化、担い手不足、農産物価格の低迷等非常に厳しいものとなっております。このような状況の中で、今後も農業を基幹産業として推進していくためには、生産、いわゆる1次産業だけでなく、加工ということで2次産業及び流通、販売としまして3次産業までトータルで取り組む6次産業化を視野に入れていくことも有効な手段となってきていると思われまます。それにより、農業、農村の活性化、雇用の確保、所得の向上にも大きく貢献してくるものと考えております。

しかしながら、6次産業に取り組むに当たっては、地域資源の選定、そして市場の動向を捉え、ニーズに合った商品の開発、販路の確保等が重要なプロセスであるため、農業者や民間事業者等の協力がより一層求められております。

今後、町としましては、農業者からの相談等に対しまして、茨城県農林振興公社の6次産業化サポートセンターと協力しながら、助言、指導を行い、取り組みを支援してまいりたいと考えてございます。

続きまして、バイオマスを活用することについてでございますけれども、八千代町は農業を基幹産業としておりますので、農業を中心としたバイオマス資源、こちらを活用、そして地域活性化を推進していくことは大変重要なことであると考えてございます。バイオマスには、廃棄物系バイオマスとしまして、家畜ふん尿や食品残渣など、また未利用バイオマスとしまして、稲わら、もみ殻等が挙げられますけれども、これらのバイオマス資源を活用するための町としての取り組みの第一歩といたしまして、先ほど中山議員さんからもございましたとおり、平成22年3月に八千代町バイオマスタウン構想を公表したところでもございます。また、バイオマスタウン構想の推進に当たりましては、地域に存在しているバイオマス資源を収集し、効果的に加工していくため、民間事業者のノウハウを活用し、協力していただくことが非常に重要であり、必要不可欠でございます。しかしながら、バイオマス資源の収集の労力や費用が多くかかること、また設備投資や施設の維持管理、費用対効果等課題が多いため、実際には実施事業者がないのが現状でございます。町としましては、民間事業者がバイオマスに取り組んでいくことについては、構想に基づき、国や研究機関等から情報収集しながら、指導及び助言を行っていく考えであります。

今後につきましては、バイオマスを活用することによる環境保全効果、そして経済的効果及び社会的効果について、関係各課とも再度十分検討する必要がありますし、商工会とも連携し、民間事業者に実施していただけるよう推進していきたいと考えてございます。

以上、ご理解をいただけますようお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 6番、中山議員の一般質問にお答えします。

質問の詳細については、先ほど担当課長の説明のとおりでございますので、ご了承をいただきたいと思います。

初めに、プレミアム付商品券事業につきましても、今後町と商工会が一体となって、県の子育て家庭応援・シニア応援事業も活用しながら、消費喚起による町、そして商工会の活性化に向けて事業を推進してまいり所存でございます。

続きまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、先ほど広瀬議員への答弁とも一部重複いたしますが、昨年11月のまち・ひと・しごと創生法の公布に伴う国、県の動向を受け、町としても全庁的な推進を図るため、3月2日に三役と全課長による創生本部を立ち上げ、地方創生に関する取り組みを推進していくことといたしました。

今回の地方創生は、人口減少対策と地域活性化対策がポイントと考えております。地域活性化対策につきましては、以前から国の事業として行われており、地域おこし協力隊の事業もその一環の事業であると認識しております。当町も対象地域に位置づけられておりますが、企画財政課長からもありましたように、受け入れ態勢等の整備がまだ不十分であることなどから、この事業への取り組みについても見送っている状況にあります。今後、こうした事業を含め、総合戦略の中で十分に検討していくことが必要と考えております。

地方創生は、戦後以来の大改革の一つとして、今後重点的に推進されるもので、地方自治体は人口減少や地域活性化という大きな課題に対して、地域の実情に応じた施策を展開していくものであります。

町としては、今後人口ビジョンと人口ビジョンを踏まえた総合戦略を策定していく予定であります。策定に当たっては、創生本部やこれから立ち上げる予定の有識者メンバーによる創生戦略会議などを中心に、できる限り広く関係者の意見を参考にしながら、町の実情に応じた計画を策定し、創生関連事業を着実に推進してまいりたいと考えております。

続きまして、6次産業への取り組みについては、当町にとりまして地域の農業振興は非常に重要な課題でありますので、農産物等の地域資源を活用し、町の特産品が開発されるよう今後も推進してまいりたいと考えております。

次に、バイオマス利活用についてお答えします。当町は全国でも有数の農業地帯であり、バイオマスタウン構想の推進に当たっては、農業を中心といたしまして利活用を図ることで、当町農業の価値が一層高まると思っております。

また、バイオマス利活用につきましては、地域に存在しているバイオマスの回収や変換方法に専門的な知識、技術等が要求されるため、民間事業者に実施していただき、町

はその構想の面から指導、助言していくことが一番よい方法と考えておりますので、商工会等にもご協力いただきたいと思いますと考えております。

今後につきましても、八千代町に眠っているバイオマス資源を利活用した八千代町でできるバイオマス事業につきましても、再度検討していただきたいと思いますと考えておりますので、今後とも議員各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

以上であります。

議長（水垣正弘君） 再質問はありませんか。

6番、中山勝三議員。

（6番 中山勝三君登壇）

6番（中山勝三君） ただいま執行部からそれぞれの項目に対しまして具体的な答弁をいただいたところでございますが、まずこのプレミアム付商品券につきましては、県内全市町村が実施するというので、当町の実施主体は商工会にお願いするということがございました。そういう中にありまして、交付金事業ということで、ぜひともより活性化に取り組めるように、町としては指導といいますか連携をとりまして、十分成功に向けて働きかけをお願いをしたいと思います。

それで、通告2のほうの件なのでございますが、まち・ひと・しごと創生本部の人員の構成ということでお伺いをいたしました。全庁挙げてということで、三役を初め全課長ということで、19名ということでございますが、この人員につきまして、今後、先ほどたしか広瀬議員さんの答弁では今後さらに幅広く人材を求めるといようなこともありましたが、やはり石破地方創生担当大臣も申しておるように、この創生にあらゆる機関が協力を求めるということで、産官学、金労言ということをよく言われております。また、女性、そして若者、高齢者、そういう人たちの幅広い人材の登用と、そして見識のある者、そしてやる気のある人、こういう人を今後とも八千代町においても、特に町の将来のために非常に大事なこの取り組みになってまいるのでないかと思っております。石破大臣も言っておりますが、従来は横一線に国のほうも補助したということですが、これからの時代はPDCAサイクルと。また、重要行政評価指標ということで、やる気のない部分はもうそのまま置いていかれるのだと。しっかり取り組みをするところは、国のほうとしては支援をしていくのだと、こういう内容のことを何回も言われておるわけです。そういうことで、今までの延長線上という考えは捨てていただいて、これから地方創生に本気になって取り組むという、そういう思いに立っていただきたいと思います。

いますが、この人材の登用について、まず1点お伺いをいたします。

それから、先ほど来、地域おこし協力隊の受け入れ態勢もなかなか整っていないというような答弁でありました。急に整えろといってもいかがなものかとは思いますが、しかしながらこういうことが国のほうから発信をされているわけです。やはりその受け皿ができないという、これのみではなくほかにも通じてまいると思っていますので、いろんな体制がしっかりとれるように今後とも努力をしていただきたいと思いますので、こちらにつきましては答弁は結構でございます。

それから、6次産業化につきましてでございますが、この6次産業化というのも言われて久しい。しかしながら、なかなか八千代町としてこれを活性化に生かしたというように、このあかしといいますか、そういうものがなかなか出てこない状況でございます。これは担当は産業振興課になるのかもしれませんが、しかし一つの6次産業をしっかりと推進していただきたいという思いで、例えば企画財政課と産業振興課を併せまして、（仮称）6次産業推進室というようなことをつくっていても、そしてしっかり取り組んでいくというのも一つの方法ではないかと思えます。提案をいたしますが、ご見解をお伺いをいたします。

それから、もう一点、バイオマス利活用につきましてであります。バイオマスの指定を受けているというのは、茨城県でもたしか5つか6つぐらいの自治体しかないのではないかと思います。また、循環型社会の形成にも非常に役立つということであります。費用対効果ということでは十分検証されなければなりません。しかしながら、八千代町がそういう指定を受けているということであれば、しっかりとこちらを研究をしていただきたい。やはり総合戦略の中にも載っておりますが、八千代町としても何らかの活用ができるのではないかというふうに考えたわけです。バイオマスタウン構想の利活用ということでも、今後に向けましてしっかりと取り組んでいただければと思いますが、こちらの考えをお伺いできればと思います。

議長（水垣正弘君） 企画財政課長。

（企画財政課長 青木良夫君登壇）

企画財政課長（青木良夫君） 中山議員の再質問にお答えしたいと思います。

まち・ひと・しごと総合戦略でございますけれども、先ほど私のほうで本部の構成にはお答えしたのですけれども、広瀬議員の先ほどの答弁の中で、今後立ち上げる組織といたしまして、有識者メンバーによる推進組織、八千代町まち・ひと・しごと総合戦略

会議ということで組織を立ち上げる予定でございます。この組織のメンバーといたしましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、幅広い見識者のご意見ということで、現在まだ決定はしていないのですけれども、考えといたしましては議会代表の方、あるいは住民代表の方、あるいは金融機関の方、あるいは労働関係の方、また教育関係の方と幅広くお願いして組織を設置したいというふうに考えてございます。その組織の中では、先ほど来ありますような総合戦略の計画策定、あるいはまた事業の評価、検証、いわゆるPDCAサイクルにまでかかわっていただくような形になるかと思っておりますので、その節は皆さんにご協力いただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 産業振興課長。

（産業振興課長 青木喜栄君登壇）

産業振興課長（青木喜栄君） 中山議員の再質問にお答えいたします。

6次産業につきましては、農畜産物の生産だけでなく、食品加工、流通、販売等を主体的に、総合的にかかわることによりまして、加工賃、流通マージン等が加えられる。そして、それが農業者に得られるわけでございますけれども、今後ともJA等、そしてまた商工会等、そしてまた農業者も含めまして、さらに推進してまいりたいと思っております。そしてまた、その際に、八菜丸等そういうツールも活用しながら推進してまいりたいと思っております。

そしてまた、バイオマスにつきましては、なかなか専門的な分野でございまして、こちらの知識も多く必要とすることでございますので、関係機関、そしてまた情報収集に努めまして、民間を主体としまして推進をしてまいりたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 細かい部分については企画財政課長あるいは産業振興課長が申したとおりであります。

バイオマスにおかれましては、農林水産省の事業を受け入れまして私が本部長としてその商工会の会員が団体になるまでやった経過がございます。粗ぬか、堆肥でございますが、私も梨畑に使った経緯ありますが、なかなかわらあるいは粗ぬか、堆肥につい

ては手間がかかるということでございまして、それより農家独自で堆肥をつくっておりますので、商工会で呼びかけても、やる人がいなく、大学教授等も地方と一体となって、1回6万円ぐらいかかるのでございますが、構想の中で発酵材として豚の尿でやった経過がありますが、大々的な受け入れする業者がないということで、やめた経過がございます。また、食用油、かき油等におかれましては、商工会の婦人部のあれで集める予定でございましたが、だめになりまして、寄附で一般家庭から集めたり、給食センター等においては、直接廃油業者に売っております。エネルギー還元ということであります。また、木材等におかれましては、あれは輸入でありますので、なかなか恒久的に資源を確保することが難しい事業でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（水垣正弘君） 最後に、再々質問ありませんか。

6番、中山勝三議員。

（6番 中山勝三君登壇）

6番（中山勝三君） 今再答弁をいただいたところでございますが、まずまち・ひと・しごと創生本部の人員の構成につきまして、今後幅広く人材を募っていくということでございました。従来のような機関ですと、いわゆる行政のリードによりまして、そして大体それを追従する承認機関になっているのが非常に多いのではないかというふうに思うわけです。やはりこのまち・ひと・しごと創生本部、これから町の将来をいろいろ協議していただくということで、なるだけ見識のある、やる気のある人、そして民間の、あるいはいろんな学术界、いろんな業種の人材の方の見識というものをいかに引き出していくということが大切かと思っております。そういうことで、これはしっかりとそういう人たちの知恵をいただくというようなことも含めまして、この創生本部の今後のあり方であっていただきたいというふうに思うわけでございます。

それから、質問でございますが、先ほどここでだめになったのですけれども、6次産業化への取り組みということで、仮称でございますが、提案として6次産業推進室というものをどうかと申し上げたわけでございます。ちなみに、6次産業化への取り組みというものが、行政の中で意識を持って取り組んでいただきたいという願いからこの提案をするわけでございます。こちらについてのご認識をお伺いをいたします。

また、バイオマスタウン構想につきましては、町長から今答弁いただきました。すぐに結果は出せるようなことではないかもしれませんが、しかしながら、この国の流れ、そ

して地球全体の流れと言え、これは大きくなってしまいますが、やはり循環型社会というものはこれから到来させなければならない社会だということは認識をしていただきたいというふうに思いますので、1点だけ再々質問ということでさせていただきます。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ブランド化ということでございますが、私は八千代町でなかなか白菜にしても日本一であります、ヤマダイの会長さん、八千代町農協でキムチをつくったらどうだ、うどんもあるし、白菜を加工して、6次産業として売り出す提案もございます。いろいろ提案等につきまして、これから創生本部を立ち上げ、有識者、なかなか仏つくって魂入れずではありませんが、真剣に広く人材を登用し、そういう方の意見を聞きながら、ブランド化、あるいは八千代町の人口等減っていく、創生会議ということで、とにかく坂を下るように人口減でありまして、どこでもひとり暮らしが多くなる。将来は家庭が崩壊するような状況にございます。これ以上の人口が減るのは町の存亡にかかりますので、真剣に対応していきたいと思っております。

また、先ほどバイオマス等におかれましても、とにかくやる業者が少ないということでございまして、私も本部長でありましたが、撤退した経過がございます。循環型社会でありますので、将来はどうなるかわかりませんが、稲わらと粗ぬかにおいては、大きい業者は、大きい農家に来て、粗ぬかを無償でくれたり、循環型は構築システムが重要であります。わらについても、まとめて堆肥化するより、機械で切って石灰等を入れるほうが、労働的に、また費用もよいということで、そういうことで、ご理解をいただきたいと思っております。

（「再々質問は、6次産業推進室について聞いたんだけど」と呼ぶ者あり）

町長（大久保 司君） ヤマダイの会長さんも申したとおり、成功した人の意見を聞きながら広く人材を登用して、対応していきたいと考えております。

議長（水垣正弘君） 以上で6番、中山勝三議員の質問を終わります。

次に、12番、宮本直志議員。

（12番 宮本直志君登壇）

12番（宮本直志君） 通告をした件につきまして質問をいたします。

政府は、地方分権改革の中で、地方自治体が求めていた中央省庁の事務の権限移譲を規制緩和のうち約6割ぐらい、341件について実現する関連法を改正する一括法案が今国

会に提出されているようであります。これは国政のことでありますけれども、この法案は地方自治体にとっても重要な案件でありますので、質問をいたすわけであります。この法案の趣旨は、地方自治体のよりよい自由なまちづくりを可能にすることで、地域を活性化して、人口減少に歯どめをかけることとでございます。そのうち2つの案件について質問をするわけです。

1として、大規模農地を商工業用地や宅地などに転用する許可権限、これを国から地方に移譲する。2ヘクタールから4ヘクタール、2町から4町の農地は、農水省との事前協議を廃止し、都道府県の判断で許可できるようにするという事です。4ヘクタール以上は、農水省との協議を条件に、県に許可権限を移すということとあります。

2つとして、市街化調整区域での宅地などの開発許可を市町村の判断でできるようにするという法案でございます。この2つでございますが、法案でございますので、今国会中で、与党が圧倒的に多いので、可決されると思うのですが、時間も時間でもありますので、現状の事務手続を企画財政課長に聞こうと思ったのですが、やめまして、以上の法案が通過するとして、自治体は土地利用がしやすくなり、企業誘致や住宅など、まちづくりや活性化に大いに役立つと思います。こういうことで、町のほうでも行政がやりやすくなると思いますので、町長の意見を伺いたいというふうに思います。

再質問はいたしません。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 12番、宮本議員の質問にお答えします。

地方分権改革は、住民に身近な行政をできる限り地方公共団体が担い、その自主性を発揮することを目指す改革であります。その視点から、大規模農地を商工業用地や宅地などに転用する許可権限の移譲や市街化調整区域内での宅地開発許可の移譲は歓迎するものであり、今後地方創生を推進していく上において、こうした権限移譲は有効であると考えております。特に企業誘致や定住促進を図る取り組みを推進していく当町にとりましても、大変有利なものになると思います。

しかし、権限移譲によって、自治体の責任は当然重くなるものと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力をいただくようお願い申し上げまして、説明といたします。

議長（水垣正弘君） 以上で12番、宮本直志議員の質問を終わります。

次に、14番、湯本直議員の質問を許します。

14番、湯本直議員。

(14番 湯本 直君登壇)

14番(湯本 直君) 大分時間も経過していますので、宮本議員と同じように質問だけして、答弁をもらえば再質問しないということで、一般質問したいと思います。

私の質問の要旨を申し上げておきますが、児童手当支給ということで、1、2、3ということで答弁をいただきたいと思うのですが、簡単に担当課長のほうから答弁をいただければというふうに考えています。

それから、私から申し上げますと、一つ、結婚ということに触れるのですが、これも男女が夫婦になることが結婚であって、結婚については民法で男が18歳以上、女が16歳以上、いわゆる結婚できるというふうに認めてあるわけでございます。当然結婚するからには同居するという事ですから、性別が違って一つの屋根の下で生活するのが結婚というふうに民法では定められておるようでございます。

児童手当の支給については、ひとり親という言い方をすると、私のは母子家庭あるいは父子家庭ということを申しますが、実際にはひとり親というのが正しいのかなというふうに思うわけですが、その児童扶養手当というものをひとり親で事実婚の関係にある人がいても支給の対象から外すのか外さないのかという一つの問題をお願いしたいと思います。

これは児童手当というけれども、養育費的な性格も持っている手当だろうと思います。実際に、事実婚ということで、原則としては同居することが一つの要件のようですが、これは調べてみると、1980年ですか、厚生省のほうから通知というか、そういうお知らせがあったと思うのですが、現在は当時とは相当時代も変わってきてまして、いわゆる時代にそぐわないケースが出てきていると思うのです。仮に私から言うと、他人同士が別々な部屋で暮らすと。ひとり親だというけれども、性別の違った人がいわゆる家賃とか、あるいはいろんな光熱費とか、いろんなものを平等で負担している場合などはどういうふうに見ればいいのか、こういう問題が出てくると思うのです。あるいは、同居しているというけれども、同居している者が、法律上は結婚できるような、いとこ同士だとかそういう問題も出てくると思うので、そういう場合にはどういうふうな考え方をするのが正しいのか。あるいは、同居している相手というものが、法律で結婚することを認められる場合をひとつお聞かせ願いたいと。

あるいは、自治体、今までの状況から見てみると、2013年度あたりはひとり親という

のが約100万人を超えているという状況です。これは、2013年度の統計ですが、今年度はさらに50万世帯が増加しているということで、160万世帯がひとり親だ、こういうようなことで、児童扶養手当をいただいているという状況のようでございます。これからひとつ扶養手当が月額で1人、八千代町でもこの間広報によると4万1,020円、2人で4万6,020円ということで5,000円、2人の場合にはアップされます。3人では4万9,020円ということで3,000円アップされるようですが、ひとり親というのは困窮している家庭が多いわけございまして、その支援というものが急務な状態にはなっているわけございまして、なかなか町としても大変な財政事情でもありますので大変かと思いますが、とりあえず八千代町では今どういう状況で、何人ぐらいそういう状況であるか、ひとつ担当課長からお聞かせを願いたいと思います。

児童手当のひとり親でも事実婚の関係にある異姓がいる場合には支給の対象から外すのかどうかという問題が1つ、その問題についてもよろしくお願ひしたい。

なお、2番目として、地方交付税の問題で、八千代町の人口2万2,000、2万3,000近い人口でございますが、外国人の人口が約900人ぐらいいるように報告されていますが、外国人の税法上の問題をどういうふうに捉えたらいいか。あるいは、ほとんどの方が企業があるわけではないので、農業に従事する外国人の方が多と思うのですが、国民健康保険とか、税法上、負担はしてもらっていると思うのですが、町としては地方交付税とかなんかの積算の基礎になるのかならないのか。あるいは、外国人の人口がふえても町としては何のメリットもないのか、それを一つ、財政上から見たものだけで結構ですから、お聞かせを願いたい、こういうふうにあります。

最後に、問題として私が提起しているのは社会的に弱者ということでございますので、ひとり親に対する国及び自治体の姿勢というのが問われることになると思うのですが、町の考え方をお聞かせ願ひたい、ということで私の質問を終わりたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

議長（水垣正弘君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） 14番、湯本議員の一般質問にお答えいたします。

児童手当の支給。原則として同居することを要件とすると定めています。1980年、厚生省が通達してあると考えられる。現在は当時と違い、今の時代にそぐわないケースが出ていると思うが、どうかについてでございますが、児童手当は平成22年4月から24年

3月まで支給した子ども手当が廃止されまして、24年4月から新しい児童手当制度が始まりました。中学校修了までの児童を養育する方に手当を支給するもので、児童を養育する方が複数いる場合は、原則として、生計を維持する程度が高い人、一般的には父母のうち所得の高い人に支給されます。別居中の両親が生計を同じくしていないような場合、例えば離婚協議中につき別居している場合については、同居している人が児童を養育していると考えられることから、児童と同居している人に支給されます。

なお、別居が一方の親の単身赴任によるものなど別居後も両親が生計を同じくしていると認められる場合は、引き続き生計を維持する程度の高い人に支給されます。

また、ひとり親の家庭などに支給される児童扶養手当については、父母が婚姻を解消した児童や父または母が死亡した児童などを養育する方に支給するものです。父母の婚姻の解消については、法律上の婚姻のほか、婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるいわゆる事実婚も含まれます。そのため、離婚及び事実婚の解消が受給の理由になります。

また、離婚した母が事実婚の状態にある場合、手当は支給されません。これは、母が事実婚している場合には、実質上の父が存在し、扶養を受けることができるので、手当を支給する必要性が存在しないためでございます。

事実婚は、原則として同居することを要件としますが、頻繁に定期的な訪問、月1回程度の訪問でなく頻繁の訪問がありまして、かつ定期的に生計費の援助を受けている場合には、同居していなくとも事実婚が成立しているものとして取り扱うこととされています。この事実婚の取り扱いは、1980年、昭和55年、厚生労働省児童家庭局企画課長通知で示されています。この後事実婚の判断基準について、頻繁な訪問回数や実態調査について国の統一基準が示される試みがなされましたが、個々のケースによって実態が大きく異なるため、統一になじまないとの結論に至りまして、現在もこの頻繁な定期的訪問かつ定期的な生計費の援助という概念に従って解釈を行っているところでございます。これによりまして、同居していなくとも事実婚として取り扱う事例が存在いたします。

次に、(2)でございますが、児童手当法では、ひとり親でも事実婚の関係にある異性の相手がいる場合は支給の対象から外すのかについてですが、児童手当法では婚姻の状態にあるひとり親は手当の支給の対象となります。児童手当の場合なのですが。

一方、児童扶養手当は、ひとり親でも事実婚の状態と認められる場合は支給の対象外となります。例えば法律婚の解消により、ひとり親で児童手当と児童扶養手当を受給し

ている保護者が事実婚の状態になった場合は、児童扶養手当は事実婚が開始した時点で資格の喪失となります。資格喪失の届け出がおくれた場合、支給した手当を返納していただく事例も発生いたします。事実確認については、本人に申立書を記入してもらった上で、内容を聞き取り、調書を作成し、地区担当の民生委員に申し立ての内容を確認してもらいます。地区担当の民生委員は、児童委員も兼ねておりますので、協力をお願いしております。

次に、(3)の児童扶養手当は養育費的な性格を持つ手当と思うが、どうかについてですが、児童扶養手当は、父母の婚姻の解消などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が、育成される家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当であります。平成22年7月まではひとり親のうち母子家庭のみが対象でしたが、平成22年8月からは父子家庭も支給の対象となりました。

養育費は、子どもが経済的、社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費、医療費などです。親には養育費の支払い義務があり、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障しなければならない生活保持義務があるとされております。平成23年の民法の改正により、協議離婚する際に父母が協議で定めるべき事項として、子の監護に要する養育の分担と、この場合、子の利益を最も優先して考慮しなければならないと明記されました。

児童扶養手当の支給については、申請を受け付ける際に、離別のひとり親の場合、養育費に関する申告書を記入していただきます。養育費を受け取っている場合、所得額に算入することになっております。養育している者及び子が受け取っている養育費の8割相当を、課税台帳による所得額に加えて所得額を算定することになります。このほか世帯員の収入状況、年金の加入状況などを調べて、必要な調書を添付して、県に申達して、国が定める所得制限額により支給額が決定されるということになります。このことから、養育費的な性格を持つ手当であると思われれます。支給額は、先ほど議員がおっしゃった金額でございまして、なおこの4月からは支給額が改定される予定でございまして、1人の全部支給の場合に4万2,000円、2人の場合は4万7,000円に改定される予定でございまして。

それから、現在児童扶養手当の認定を受けている数でございまして、手持ちの資料が25年の行政効果報告書によりますのですが、194人、母子家庭が169件、父子家庭が25件でございまして。

25年度中のひとり親世帯の発生件数でございますが、29件、母子家庭23件、父子家庭6件という状況でございます。

それから、ひとり親世帯への支援ということでございますが、国、それから県の支援制度等もございますので、そのような支援制度と併せながら、ひとり親家庭の支援に努めてまいりたいと考えております。

議長（水垣正弘君） 企画財政課長。

（企画財政課長 青木良夫君登壇）

企画財政課長（青木良夫君） 14番、湯本議員の一般質問にお答えいたします。

財政と外国人労働者との関係についてのご質問でございますが、平成27年3月1日現在、八千代町の住民基本台帳に登録されております外国人は904人になってございます。その中には、当然大人、子ども両方が含まれているかと思っております。外国人の方につきましても、所得があれば原則的には納税の義務が発生します。

しかしながら、日本への入国の要件を満たして研修目的に滞在している者に対しましては、日本と母国との二重課税を防止する観点から、日本と租税条約を締結している外国人につきましては、所得税や住民税が免除されることとなっております。平成27年3月1日現在の状況でございますけれども、中国、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン等64カ国、地域と条約を締結してございます。

八千代町における研修目的の外国人労働者、特に農業研修が大部分を占めておりますが、租税条約適用になっている外国人に対しましては免除の対象となっているところでございます。

先ほど議員さんのお話ありました国保税関係でございますけれども、外国人であろうと住民登録してある者につきましては、国民皆保険という原則がございますので、社会保険等に加入していなければ、当然各自治体の国民健康保険に加入しなければならないことになっております。したがって、国保税につきましては免除規定がございませんので、一般の方と同じような納税義務が発生してございます。

その一方、町内在住の外国人におきましても、日本人同様、納税なき外国人、あるいは納税している外国人ともに等しく住民サービスを受けております。そのため、地方交付税におきましては算定対象になっております。例えば消防費あるいは清掃費などにおきましては、日本人プラス外国人、いわゆる総人口が基準財政需要額の測定単位になっております。交付税に使用される人口につきましては、国勢調査の人口が使用されるこ

とになっております。現在使われているのが平成22年に実施いたしました国勢調査の数値でございます。八千代町の総人口は、外国人781人が含まれた2万3,106人で算出しております。

また、特別交付税におきましては、外国人における算定項目に、「研修生受入に関する調」というものがございます。これは、外国政府等の要請に基づきまして、市町村が主体となりまして、すなわち受け入れに伴う旅費、滞在費等の費用を全て市町村が負担している国際協力のための研修生の受け入れ事業について調査するものでございます。現在八千代町では該当がございませんので、特別交付税の算定はございません。

いずれにしましても、日本人、外国人問わず、行政サービスを受けることになります。納税義務のある者については、当然義務を果たしてもらうよう行政としても取り組んでいくべきではないかと考えております。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 以上で14番、湯本直議員の質問を終わります。

以上で本定例会に提出された通告による一般質問は全部終了いたしました。

これにて一般質問を終わります。

議長（水垣正弘君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次会は、あす午前9時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会といたします。

（午後 1時34分）